

フィヒテ『封鎖商業國』の一研究

——特にリストの國民經濟學體系に關聯して——

高 島 善 哉

目 次

- 一 問題の所在——フィヒテとリスト
- 二 『封鎖商業國』に現はれたるフィヒテの國家經濟思想
 - 一 財産と身分
 - 二 價値・價格及び貨幣
- 三 問題の生成——『封鎖商業國』における謂はゆる個人主義と社會主義または國民主義との矛盾
- 四 問題の展開——『封鎖商業國』における理論——歴史——政策
- 五 問題の歸趨——經濟思想家としてのフィヒテとリスト

一 問題の所在——フィヒテとリスト

哲學者フィヒテを國民經濟者リストと對照して考へることには、一見奇異の觀があるかも知れない。人はむしろゲ

イテとフィヒテ、もしくはフィヒテとニイテの對位のうちに正に現代人にとつて堪へ難いほどの魅惑を味ふかも知れない。しかしすでにフィヒテとナポレオンについて語つた人があると同じく、^(註二)フィヒテとリストの對句のうちに社會科學的認識の一つの基礎的な問題を取上げることでもできるのである。^(註一)アルノ・フリードリッヒスの着眼はこの點で確かに教へるところが多いやうに思はれる。フリードリッヒスはカントと舊自由主義者、シェリングとアダム・ミューラー、フィヒテとリスト、及びヘーゲルと歴史派經濟學とをそれぞれ相對する問題として取上げ、ドイツ古典哲學とドイツ經濟學との内的關聯を描き出さうとしたものであつて、元々思辨的な性格を持つてゐるドイツ經濟學の觀念史的把握として確かに教へるものがあるやうに思はれる。けれどもこの野心的な勞作には全體としての問題の所在が明かにされておらず、従つて篇を追うて發展する筈である課題の魅力は必ずしも大きいものではない。またその結果として右に掲げたやうな哲學者と經濟學者との對照も、たとへそれ自身として興味深い問題を指し示してゐるにしても、それと共に羅列的な比較論の無味を露呈してゐないわけではない。今これを當面のテーマであるフィヒテとリストの關係に立歸つてフリードリッヒスの言ふところを見よう。一見して明白であるやうに、この兩者の間には先づ全く相反するアンチテーゼの關係を彼は見出すのである。即ちフィヒテは觀念論の最高峰「知識學」の王座から謂はゞ毅然と下界の物質的生活を見下してゐるのに、リストは物質的生産力の擴充をもつて文明への道程とした。フィヒテにあつては世界が純粹我への自己止揚の過程として峻嚴なる論理の綱をもつて剩すところなく波み盡されやうとしてゐるのに反して、リストにあつては、たゞにあらゆるイデオロギーが無價値であるばかりでなく、かやうなドイツ人の思辨的な生活を殊さらに低く評價し、時としてこれを侮蔑してゐる。しかしながら他面この二人ほどドイツ的な性格を

共通にし、その歴史的運命を同じくする者は少い。先づその自己活動的なことにおいて、力への意思を縦にせることにおいて、そして熱烈なる愛國的實踐家であることにおいて。この二人はいづれも、非ドイツ的なイデオロギーに向つて戦つた。それは即ち、一、世界主義 (Kosmopolitismus) 二、個人主義 (Individualismus) 及び三、物質主義 (Materialismus) への挑戦である。これらの非ドイツ的思想の代りに彼等はやはり三つの積極的貢獻を成し遂げた。それは即ち、一、動的見地 (Dynamismus) 二、保護政策主義 三、國民性の理念これである。さて右のやうな對立と類同はこの場合一體何を意味するのであらうか。それはフィヒテもリストも共に實踐家であつたといふことである。たとへフィヒテにおいては理論から實踐への道がとられ、リストにおいてはその反對に實踐から理論への道がとられたと解せられるにしても、その何れにおいても理論と實踐が統一されてゐたことは同じである。そしてこれこそ今日に至るまでフィヒテと共にリストを語る興味を社會科學的認識の問題にまで深め得る所以である。——以上が大體フリードリッヒスの着眼である。思うにフリードリッヒスがフィヒテとリストのアンチテーゼとして考へてゐることは、一方は行爲する思索者であるのに、他方は思索する行爲者といふやうなことではなく(フィヒテは同時にその双方であつた)、一方は何處までも理想主義的政治的實踐家であるのに、他方は現實主義的經濟的實踐家であつたといふことにすぎない。その哲學的基礎づけにおいては兩者の間に雲泥の開きがあるにも拘らず、その社會的歴史的役割から見れば、そこに兩者の類同を見出すことはあつてもアンチテーゼを見ることはできないのである。それ故に彼等の類同性を消極的積極的に右の如く形式的にのみ握むことはむしろ淺薄の譏を免れない。例へば同じく個人主義及び物質主義に對する挑戦と言つても兩者はその觀念史的意義並びにその實踐的場面を異にするものであり、またフィ

ヒテ及びリストの保護政策主義及び國民的理念と言つても、これこそ正にフィヒテ解釋及びリスト解釋の焦點であり、フィヒテ・ルネッサンス及びリスト・ルネッサンスの當面の懸案であるのであつて、それはやはり問題提出以上の何物でもないのである。このやうにしてフィヒテとリストの問題は畢竟この兩者における理論と實踐の統一の問題に歸着するのを見るだらう。

(註一) Heinrich Scholz, Fichte und Napoleon. (Preussische Jahrbücher. Vol. 152 [1913], SS. 1—12.)

(註二) Arno Friedrichs, Klassische Philosophie und Wirtschaftswissenschaft. Untersuchungen zur Geschichte des deutschen Geisteslebens im neunzehnten Jahrhundert, Gotha 1911, Dritter Teil, Fichte und List, SS. 253—367.

さて後の解説者の眼から見て國民經濟者リストが自由主義者であると同時に保護主義者であり、革命家であると同時に愛國主義者であり、危険なるデマゴグであると同時に國民的豫言者であるとされたと同様に、フィヒテの思想的運命も全クリストのそれと異るところはないのである。ところで形而上學者フィヒテについては本篇では論外とする。こゝでは社會思想家としてのフィヒテについてのみ語りたい。この主題に關して如何に夥しき數の勞作が産み出されたことであらう。或ひはフィヒテをもつて民主主義者であるとなし、或は彼をもつて社會主義者であるとする。一群の人々は彼を世界主義者として、他の一群の人々は最も熱烈なる愛國者として讚美する。一方において彼はカント共に永久平和を護へる平和論者であると宣言され、他方に於て彼はマキヤヴェリと共に戰爭は倫理的義務であると

宣告する國民主義者であるとされてゐる。一群の人々は彼を國際聯盟の代辯者として祭り上げるかと思へば、他の人々は將來のドイツ國民國家の豫言者を彼のうちに見出してゐる。^{註一}フィヒテ解釋の史的發展は、かやうにして、リスト解釋の史的發展と全く符節を合する如く一致してゐる。そして今日のドイツにおいて政治的經濟的國民統一のバイオニアとしてリストが復活されつゝあることは、國民社會主義の父としてフィヒテを再認識せんとする氣配のあることと正に照合するものである。^{註二}由來その人格のすべてをあげて實踐家であり、活動家であつたリストとフィヒテが、このやうに、時代の推移と共にその時々々の政治的宣傳の用具となり、かくして全く矛盾し相容れない人物評價を與へられることになるのは、むしろ彼等自身の包藏する問題そのものの宿命的歸結と言つて好からう。けれども我々はフィヒテとリストに含まれるこの問題、即ち理論と實踐の統一問題がしかく宿命的なものであればあるほど、そのうちに單に我々の見ようとするものだけを見ようとするやうな僭越は差控へなければなるまい。たとへ結局において學說解釋にはかやうな實踐的要請を斥けることはできないとしても、その前に問題となつてゐる所説の理論的構造と實踐的意義とが問はれなければならない。學史的吟味が同時にその現代的再吟味を用意するものでなければならぬ。このやうに見るならば、フィヒテ及びリスト解釋に現はれた多くの矛盾衝突は、すでにフィヒテ及びリストその人のうちに含まれてゐたものであつて、火種子なくして出て來た煙ではないのである。そして恰も十八世紀から十九世紀への過渡期にこの二人が生活したといふこと、即ち封建制から資本主義體制への過渡期に戰つた二人のドイツ人であるといふこと、そして最後に自然法思想とロマンティックの交錯のうちに思索した實踐家であるといふこと、これらの事實のうちこをフィヒテ及びリスト解釋をして愈々益々複雑多岐ならしめる諸契機があるのである。そしてこれがま

た問題の興味を殆んど無界限とする源泉である。

(註1) H. C. Engelbrecht, Johann Gottlieb Fichte. A Study of his political writings with special reference to his Nationalism. New York 1933 (Columbia University Press), p. 9. なお本書の第八章『十九世紀及び二十世紀におけるフイヒテ』(Fichte in the Nineteenth and Twentieth Centuries)はフイヒテ解釋の發展を簡潔に且興味深く取扱つてゐる。巻末のフイヒテ文獻は極めて有益である。——ヘンゲルブレヒトの記すところによれば、フイヒテはその死(一八一四年)より四十年代に至るまでは、當時の反動的空氣のなかで危険なる革命家として取扱はれ、反對にドイツ學生聯盟などの自由主義分子からはその父として崇められた。一八四〇年より一九一四年に至る間には、國民主義の英雄として讃へられると共に、他方ドイツ社會主義の最初の父として見ようとする見解が普及して來た。大戰中フイヒテの名は専ら彼の Reden an die deutsche Nation に結びつけられてゐたのであるが、ドイツ民主主義革命の直後には、彼は『ドイツにおいて強力なるテモタラシーを基礎づけ、これを眞の社會的精神及び社會主義的方法をもつて達成する』ために引合ひにされた(一九一九年二月ワイマールにおけるヘーベルトの演説より)。フイヒテが國際聯盟の代辯者とされたのもこの時期である。その後フイヒテとドイツの窮乏が問題とされる頃にはフイヒテは再び國民的英雄となり、國民社會主義者にまで轉化しつゝあるのであるが、最後にヘンゲルブレヒトが自ら見學したソウエトのフイヒテ研究について語つてゐるのも注目に價する。

(註2) Ernst Bergmann, Fichte und der Nationalsozialismus, 1933. 及び E. Wiskemann u. H. Lütke, Der Weg der deutschen Volkswirtschaftslehre, Berlin 1937. なお最近ハイムにおけるフイヒテ研究は益々旺盛である。H. Riekert, Die allgemeine Grundlagen der Politik Fichtes. (Zeitschrift für Deutsche Kulturphilosophie, 4. Bd. 1. Hft. 1937)——これは近へ公けにやるフイヒテ研究(Fichte als sozialer und nationaler Denker)の第一章に當る部分である。又は Arnold Gehlen, Rede über Fichte (Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 98. Bd. 2. Hft., 1938)などは最近時の氣分を傳へる一つの資料である。

以上述べたところから知られるやうに、フィヒテにおいてもリストにおいても、理論と實踐の統一の問題は、自然法思想とロマンティック思想との交流とその統一の問題であつたのである。けれども同じくこの大きな過渡期の惱をそのうちに含むとは言へ、フィヒテは自然法よりロマンティックへの移り行きに現はれた人であり、リストはロマンティックよりレアリズムへの移り行きに現はれた人である。ロマンティックを中心として見るならば、謂はゞフィヒテは *Vorromantiker* であるのに對してリストは *Nachromantiker* であると言つて好い。フィヒテもリストも共に眞正の意味においてロマンティックであつたと言ふことは勿論できない。兩者共に當時ドイツ智識階級一般と同様に、ルソオやモンテスキューの思想的洗禮を受け、しかも究極のところそこから完全に抜け出してはゐない。けれどもかりにロマンティック中心の見方をすれば、フィヒテにおいては自然法の基礎を深化し、社會及び國家の觀念をドイツ化するによつて、ロマンティック社會國家觀のため通路を展開してゐるのに對して、遅れて生れたリストにとつてはロマンティックはすでに時代の精神となつており、しかも彼の活動期にはロマンティックはすでにその健全さを失ひかけてゐた。元々思想家でないリストが、若い情熱を傾けて讀んだルソオやモンテスキューの思想と、すでに頹勢を示してゐるロマンティックの思想との間の矛盾に氣づきもしなかつたし、また氣づいたとしてもそれを觀念的な問題などとして取上げることをしなかつたのは不思議でない。彼の寸時も休むことを知らない活動性はこの矛盾を實踐的に克服したのである。しかしリストがこの矛盾を實踐的に克服したといふことは理論的に解決したといふことではない。理論的にはむしろ問題を押し退けたにすぎないのであつて、たとへこの點を救ふために、リストが歴史の教訓を提出して

來て、歴史をもつて理論と實踐との媒介たらしめようとして見ても、このそれ自體として正しい試みは、リストが歴史を或ひは素朴に經驗論的に、或ひは實用主義的意欲から圖形的に解釋する（發展段階説）ことによつて、裏切られてゐるのである。理論と歴史と政策といふドイツ經濟學——否經濟學そのもの——の三つの根本契機は、かやうにして、リストの意欲と心意に支へられてのみ一見融合してゐるにすぎないのであつて、統一されてゐるのではない。リストといふ性格は、そのために自然法的な考方を謂はゞ内在的に超越するだけの苦勞に堪へるものではなかつたからである。そしてこれこそ實踐的思索家フィヒテの一大業績であつたのである。故に我々が言葉の少しく特殊の意味において、フィヒテを *Vorromantiker* として、リストを *Nachromantiker* として把握するのは、フィヒテによつてリストの問題を考へると共に、思辨的哲學者ではなく社會科學者としてのフィヒテを明かにしたいと思ふからである。フリードリッヒスが形式的對立として捉へたフィヒテ對リストの對照は、このやうな歴史的であると同時に理論的である交互關係を通して、始めてよく理解されて來るであらう。

ところでフィヒテにおけるこのやうな思想轉換は、普通、世界主義から國民主義への轉換とも見られてゐる。マイネケの明かにしたやうに^(註一)、*Weltbürgertum* と *Nationalstaat* の思想、言ひ換へれば *Humanität* と *Nationalität* の思想は、或る意味でドイツ精神の基調をなすものであり、それはロマティカーの兩極性 *Polarität* の思想にも現はれてゐることは人のよく知るところである。フィヒテ自身の國家思想の發展を跡づけた研究家達は一樣にこのことを認めてゐる。この際フィヒテの辿つた發展の徑路を或ひはリンダウの如く^(註二)、法律國家 *Rechtsstaat* より社會國家 *Socialstaat* を經じ理性國家 *Vernunftstaat* への過程と見ることもできるであらうし、或ひはマイネケの言葉に古典

的表現を見出したやうに、契約國家より國民國家を経て文化國家への發展と見ることもできるであらう。^(註三) フィヒテの法理論を貫くこの三つの社會國家が、果して一つの發展なりや否や、もしそれが一つの發展であるとすれば、それは如何なる內的外的の思惟必然性によつてもたらされたものであるのか、これはフィヒテ解釋の核心をなす問題で今輕に論ずることはできないところである。けれども始めカント哲學によつて獨斷論の悩みを救濟され、自由なる人格としての自我の境地に目覺めたフィヒテが、カントの第二批判によつて認識と實踐との合一の根據を理論的に把握するに至つて、そこに思惟する行爲者であり行爲する思惟者(リッカートの言葉)である本來の自己を確立し得ると共に、時代の體系——智識學への基礎は置かれたのである。この智識學の原理をもつて社會の問題に赴き、自然法の哲學的基礎を深めることによつてドイツ哲學と社會科學との結合は確立された。そして私がこゝに取上げようとする『封鎖商業國』(一八〇〇年)はフィヒテの法理論への一つの附論 *Anhang* にすぎないのである。フィヒテはその後『愛國主義對話』(一八〇六年)、『マキャヴェリ論』(一八〇七年)及び『ドイツ國民に告ぐ』(一八〇八年)などによつて次第に國民主義的色彩を強めていつたけれども、一八一二年の法理論においてさへ人文主義的基調を失はずにゐることはマイネケその他の思想史家の指摘するところである。さすれば謂はゆる契約國家より文化國家への發展は單純に自然法思想よりロマンテック思想への飛躍であるのではなくして、フィテの自然法觀そのものうちにこのやうな萌芽は藏されてゐるのであり、さらにそれは智識學の奥深い溫床に根差してゐたのである。屢々人の引用するツェラーのフィヒテ研究は、この間の消息を内容的に規定し、フィヒテの國家目的は當初の法律目的より經濟厚生目的に^(註四)進み、最後に倫理的文化及び教育を旨するに至つたとしてゐる。けれどもこれらの三つの國家目的の內的關聯につ

いては少しも觸れてゐない。フイヒテの『封鎖商業國』はこのやうにして彼の三つの發展期の中間項をなすものであり、しかも我々の見逃すことのできない經濟論である。後世のフイヒテ解釋が本書よりもむしろ Reden により多くの關心をつないだのは學史の政治的援用に基くところが多いのであらう。しかもフイヒテ自らは『封鎖商業國』をもつて、自己のものした最良の書物、最もよく考へ抜かれた書物だと述べたのである。^(註五)我々が『封鎖商業國』に對して大きな關心を見出したのも、實に、かやうなものとしてであるのである。

(註一) Friedrich Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat. Studien des deutschen Nationalstaates. 5. Aufl. Berlin 1919. Sechstes Kapitel. Fichte und die Idee des deutschen Nationalstaates. SS. 93—127.

(註二) Hans Lindau, Johann Gottlieb Fichte und der neuere Socialismus, Berlin 1900.

(註三) W. Windelband, Fichtes Idee des deutschen Staates, Tübingen 1921. S. 1. によれば、ウィンデルバンドはこの點につき國民的、社會的、文化的の三つの目印しを分けてゐるが、實質上その變化は一見したほど大なるものではないと言つてゐる。尤も前ドイツ皇帝ウィルヘルムの誕生日の奉祝講演である本書は、國民的契機をもつてフイヒテ國家觀の本質的目印しとしてはゐるけれども。

(註四) Eduard Zeller, Johann Gottlieb Fichte als Politiker. (Historische Zeitschrift. Vol. IX. 1860.) これはシュラーの論文集 Vorträge und Abhandlungen geschichtlichen Inhalts, Leipzig 1865. SS. 140—177. に收められてゐる。

(註五) J. G. Fichtes Sämtliche Werke (1845), III, S. XXXVIII. マックス・アドラーは特にフイヒテのこの一言を引いて、こゝからフイヒテ思想の正常な歸結を引出さんことを要求してゐる。Max Adler, Wegweiser, Wien-Leipzig 1931. S. 103.

二 『封鎖商業國』に現はれたるフィヒテの國家經濟思想

以上において『封鎖商業國』研究の視角は大體規定されたわけである。繰返して言へば、それは第一にフィヒテにおける *Welbürgertum* と *Nationalstaat* の交流點を具體化するものであつて、この交流を具體的内容的に且一義的に解明することはそれ自身として單なる古典解釋以上の問題を含んでゐること。第二にフィヒテよりアダム・ミューラーを経てリストに至るドイツ經濟學生誕の過程において、^(註一)イギリス正統派經濟學への超越的批判として初めから對抗的な態度をとらざるを得なかつたドイツ經濟學が、理論と歴史と政策の問題を主題とせざるを得なかつたものとすれば、問題の提出と解決の試とがリストの主著國民經濟學體系と同じく正にフィヒテのこの書物に含まれてゐるといふことである。だから理論と實踐との統一として本著を解釋しようとするマックス・アドラーの主張は^(註二)少くとも一つの見方として考究に價するものであるが、しかしそれは果してどのやうな意味であらうか。それが問題の中心である。

(註一) ドイツ經濟學の成立上フィヒテとミュラーとリストはこれを切離して考へることができず、否反對にこの三人の間につきの統一を見つげることができるところについては、ザーリン E. Salin の立場から Hans Kretschmar, *Die Einheit der Volkswirtschaft in den älteren deutschen Wirtschaftsflehren*, Jena 1930. が興味深く且丹念に論じてゐる。

(註二) M. Adler, *Johann Gottlieb Fichte*. (Wegweiser SS. 97—148.)

一 財産と身分

さて我々は右のやうな方針の下に先づ『封鎖商業國』^(註一)の内容を吟味して見よう。

(註一) Der geschlossene Handelsstaat, 1890. 2. Aufl. は Wentig 版を用ひる。

『本書の意義は一つの原則から一つの公正なる經濟を構成することにある』^(註二)と或るフィヒテ研究家は言つた。この公正なる經濟とは即ちフィヒテの理想國であり、本書の謂はゆる理性國家 Vernunftstaat である。そこで『商業交易に着目して理性國家においては何が適法であるか』が第一部の主題であり、彼はこれに哲學といふ表題を掲げた。第一部で獲得された原則に照して見て、次に現實國家における商業交易の狀態が批判される。これが第二部の主題であつて彼はこれに時代史といふ見出しを附けた。そして最後に、『現存國家の商業交易を如何にして理性の要求する組織にもたらしすべきか、即ち『商業國の閉鎖』の問題が取扱はれるのであつて、彼はこれに政策といふ見出しを與へた。理論と歴史と政策といふ三部の構成は恰もリストの名著の構成にそのまま一致するものであるが、フィヒテにおいては『商業國』がテーマであるのに、リストにおいては『國民的生産力』の擴充がそのテーマであつたことをこゝでは一言するに止めておかう。

(註二) H. Steverking, Fichte und die Sozialökonomie. (Monatsschrift für Soziologie 1, S. 479.) 私はこれを見ることができた。引用は Fritz Medicus, Fichtes Leben, 2te Aufl., Leipzig 1922. S. 181. からのこと。

記すところによればジョーフェキングの右の論策は、フランス革命に關するフィヒテの初期の作から一八一三年の政治論文に至るフィヒテ社會學說の變遷を跡づけたものとして興味があると言ふ。

フィヒテの右のやうなプログラムに基いて、先づ理性國家において何が適法であるか、言ひ換へればその構成原理を研究することとしよう。^(註一)この點を明かにするためには、一七九六年に著された『自然法の基礎』(Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftslehre)特にその第二部を引照する必要があるけれども姑くこれを無視することとしたい。さて『封鎖商業國』においてフィヒテの前提となるものは『自然法の基礎』で明かにした國家の法的根據 Rechtsgrundであつて事實根據ではない。このやうな法的根據として彼は自然法の契約説を援用してゐる。即ち自然狀態における無秩序、これを克服せんがための契約概念の適用である。すでに智識學の洗禮を受けてゐるこの契約概念が如何にカント・ルソオ的なそれと異なるものであるかは後の問題として、ともかくこのやうな出發點が自然法學說による個人と個人の原權の觀念をも豫想してゐることは明かであり、その限りにおいて理性國家の出發點が個人主義的合理主義的であることも明かである。『各人に先づ彼のものを與へ、先づ彼の財産を保有せしめ、然る後これを保護することが國家の使命であるのである。』^(註二)言ひ換へれば各人の原權を保護しこれを實現するのが國家の目的であるのであつて、國家それ自身が個人の目的なのではない。だから國家はその成立の法的根據として Staatsbürgervertrag を豫想しなければならぬ。これは一、財産契約 Eigentumsvertrag、二、防護契約 Schutzvertrag、三、結合契約 Vereinigungsvertrag の三つの契約を含んでゐる。先づ第一義的である財産契約は、これ

により人と人との關係が始めて自然狀態から揚棄せられて、法的關係——即ち社會的關係となるものであるが、それは防護契約によつて補はれなければならない。けだし財産契約は、各人が各人のものにつきその排他的權利を認めるといふ消極的一般意思の單純な受動性を表はすにすぎないのであるから、さらにすべてがその財産を相互的に防衛するといふ積極的作爲を含まなければならぬからである。しかしかくして發生した法的關係は無制限な倫理的義務を含むものでないから——フィヒテにおける法と倫理の分離については後に問題とする——、財産契約は防護契約によつて却つて脅かされることがあるかも知れない。けだし防護契約の解釋は自由なる個人の意思に委ねられなければならないからである。この危険はたゞ、契約の締結と同時に個々人の意思を超える一つの防衛力が構成されるときにのみ避けることができる。即ちそれは結合契約によつて行はれるのであつて、かくして個々人は國家即ち一つの全體にまで總括される。『獨り國家のみが不特定の人々を一つの纏まれる全體に、一つの總體に結合する。獨り國家のみがその盟約に入込むすべての人々を査問することができる。かくして獨り國家によつてのみ始めて法的に有效なる財産が基礎づけられるのである』。^(註三)こゝに言ふ國家がシュモラーやマリヤヌ・ウェーバーの説くやうに、すでに一つの有機的國家であるか否か、従つて早くもこゝにフィヒテ自身に内在する個人主義的國家觀と全體主義的國家觀との間の矛盾が現はれてゐるか否かは勿論大いに問題となるところであるけれども、フィヒテがすでに『自然法の基礎』で展開しかけたロマンティックの國家觀を、本書では一層具體化してゐるのは明かである。このことが如何にして可能であるかは後に論ずることであるが、この點に關して特に注目すべきものは右の國家契約の核心をなすところの財産權の觀念である。フィヒテにおいて財産權と言ふのは物に對する支配權ではなくして、行爲に對する排他的權利である。凡

そ自然状態においては『自由なる活動が力の争の場 *Sitz*』である。それ故に自由なる活動こそはそれに關して争者が協約せんとする眞の對象であるのであつて、物がこの對象であるのではない。自由なる活動の對象への財産は派生して來るにすぎないのであつて、それは自由なる行動への排他的權利から導き出されるのである』。(註四) かやうにして物で

はなく、自由なる行動の分野が萬人の萬人に對する契約によつて個々人の間に配分され、この配分によつて財産が成立するのであるから、同じく個人主義的立場をとると言つてもイギリスまたはフランス流の個人的財産權の概念とは全く行方を異にするところであり、さらに溯つて言へば、イギリスまたはフランス流の個人主義の概念とフィヒテのそれとの間には全く異質的な相違の伏在することが早くもこゝに示されてゐる。フィヒテは周知の通り智識學においてこの新なる進路を切り開き、『自然法の基礎』において財産權のかやうな把握に達したのであるが、そのことの必然的な歸結として以下述べてよとす『社會主義的』經濟國家の理想像を展開したのであつて、本書の冒頭に現はれた謂はゆる『矛盾』はその解決の鍵を財産權の觀念のうちに含んでゐること、これを特に留意しなければならぬ。

(註一) 『封鎖商業國を直接の研究對象としたものはその數が少く、私の知るところ G. Schmoller, Johann Gottlieb Fichte. Eine Studie aus dem Gebiete der Ethik und der Nationalökonomie, 1864—65. (Zur Literaturgeschichte der Staats- und Sozialwissenschaften, Leipzig 1888. SS. 28—101. 及び Marienne Weber, Fichtes Sozialismus und sein Verhältnis zur Marx'schen Doktrin, 2te Aufl. Tübingen 1925. が最良のものといつて可い。 Moses Glücksohn, Fichtes Staats- und Wirtschaftslehre, Bern 1910. は第二部經濟論を扱へる部分を見ることができた。

(註二) Der geschlossene Handelsstaat (フキヒテ版) 以下 D. g. H. と略す) S. 4.

(註三) D. g. H., S. 5.

(註四) D. g. H., S. 6.

『自然法の基礎』に展開されてゐるところの Rechtsgemeinschaft の論理を豫め知らないと、すでに理性國家の實質的基礎である財産權の觀念が、このやうに絶對的靜的にでなく、力の交互關依の上に相對的動的に規定されてゐる以上、經濟國家としての理性國家に全體主義的色調を導き入れる可能性を與へられたのである。問題はこの理性國家に具體的な内容と全體主義的な規定とを賦與することである。しかしこれはもはや財産權の觀念からは演繹することはできないのであつて、そこに哲學者フィヒテの時代と環境とが、彼の主觀を通じて一方的に昂揚され、同時にそれが哲學者の單に主觀的な願望以上のものとして必然的に規定されて來なければならぬ。フィヒテの時代と環境のうち特にこゝで重要なものは一方ではフランス革命といふ政治的事件であり、他方ではゲーテのウィルヘルム・マイスター遍歴時代に現はれるやうな中世的手工業者經濟體制である。近代資本主義はそこゝの諸都市において新興の第三階級を造りつゝあつたれども、それは『商人』として映じ、そして近代資本主義の害毒は早くも眠れるゲルマンの農民や手工業者にさへ感ぜられ始めたけれども、それはやはり『商業』の害毒にすぎなかつたのである。このやうな政治的經濟的變革を通してのみ『封銷商業國』の構成を理解することが可能となる。フィヒテは元々謂はゞ第四階級の出であり、フランス革命の世界史的意義についてはドイツの智識階級のうち最も晩くまでそれに對する感激を棄てなかつた一人であるが、一七九二年——一七九四年のテロリズムの間に彼の『商業國』の理念は次第に成熟し、そしてそれがためには殊にバブーフ Babeuf の影響を受けたるもの如くである。(註一) フィヒテがその財産權の次

に必要とした二つの基本原理——生存權と勞働權とはこゝから出て來たやうである。

(註1) Anton Menger, Das Recht auf den ganzen Arbeitsertrag. M. Weber, a. a. O. S. 40. H. Waentig, D. g. H. S. XIV.

生存權とは元來原權の一つの變形と解することができ、勞働權とはさらにこの生存權の修飾されたものと見ることができ。原權とは、これを他に讓渡することのできない自由なる人格の本質的屬性であつて、自己の肉體に對する自由なる自己規定の權利、財産權、及びすべての合目的な行爲の條件としての自己保存の權利を含んでゐる。^(註1) 従つて問題の中心が物質的生活の方面へ引移されたとき、この原權が生活の物質的條件に對する權利となり、さらにこのやうな條件を獲得するための權利となることは自然の轉化である。そこで『すべての人間活動の目的は生きることができるといふことである、そして生きることができるといふこの可能性に對して、自然により生を享けたすべての人が平等の法的要求を有する。それ故に(財産契約による)配分は、何よりも先づ、すべての人がそれによつて生存し得るやうに行はなければならない。生きよ、而して生かしめよ!』^(註2) これが即ち生存權の要求である。そしてこの平等の要求に従つて配分は、すべての人が同時に愉快に生活し得るやうに——生活しなければならぬと言ふのではない——行はなければならない。『一人がその住居を飾り立てる前に、先づすべてが満ち足りて定住してゐなければならぬ。一人が灼かに粧ふ前に、先づすべてが愉快に且暖く纏うてゐなければならぬ。……その同胞の誰か緊急需品を持合せないか、もしくは支拂ふことができないのに、一人が無くてよいものを支拂ふことができるのは正しく不法であ

る。この一人がよつてもつて支拂ふところのものは、何等の法的根據を有するものではなく、それはまた理性國家において彼のものではない^(註三)。かやうにして多數を犠牲とする少數者の安易は生存權の要求に基いて拒まれる。各人に各自のものを與へることを使命とする國家は全體の福利のために、この原理を適用することができるのである。そして『この國家においてはすべてが全體の奉仕者であつて、その代りに全體の財貨に對する自己の公正なる分前を受取る。何人も特別に富むことはできないが、また何人も貧窮することはあり得ない。すべての個々人にとつて彼等の狀態の存續は保證せられ、かくして全體にとつてその平靜にして一樣なる存續は保證される』^(註四)。さて人はこのやうな理性國家において財貨を獲得するためには自然にのみ頼ることができない以上、働かなければならぬ。而してこの事實は次の二通りのことを意味してゐる。即ち第一に、何人も彼の勞働によつて生きることができざる筈である。第二に、凡そ勞働能力ある者ならば勞働による外生きるべきではない、そしてこの條件が充たされない場合には生存權なるものは存在しないといふこと^(註五)。生存權と勞働權とはこのやうにして結びつくのであつて、次の一節はこれを示すものとして最も特徴的である——『人類が凡そ自然の許す限り、容易に自由に、自然を統御しつゝ、地上において眞に人間らしく、生きるといふことは、人類にとつて一つの單なる敬虔なる願望であるのではなく、それは人類の權利及び使命の止むに止まれぬ要求である。人は働くべきものである。しかし重荷を負うて眠り込み、消盡した力を辛うじて回復するや件んの重荷を運ぶべく再び驅り立てられる役畜の如くにはではない。彼は患なく、歡樂と喜びをもつて働くべきであり、彼がそれを望見すべく造られてゐるところの天國までその眼を擧ぐべきものである。彼は正しくその役畜と共に食ふべきものではなく、恰も彼の骨格が役畜の骨格から區別されてゐるやうに、彼の食物は役畜の飼料から、彼の

住居は役畜の厩から區別さるべきである。これは彼の權利である、何故ならば彼は一度び生れて人間であるが故に^(註六)。つまり、國家は『人間らしき生活』を各人に保證すべきである。かくして生存權及び勞働權の要求が著しく倫理的要請の性質を帯びて來たのであつて、これが如何に右に見るやうな國家の全體主義的色調と結びついてゐるかは後の問題である。

(註一) Vgl. M. Weber, a. a. O. S. 38.

(註二) D. g. H. SS. 6—7.

(註三) D. g. H. S. 14.

(註四) D. g. H. S. 25.

(註五) M. Weber, a. a. O. S. 38.

(註六) D. g. H. S. 29.

さて人間が物質的厚生を増進するためには勞働によらなければならないのであるが、それは我々の言葉で言へば分業によるの外はない。こゝに分業と言ふのは勿論今日の意味における作業分業ではなくして、むしろ職業分業であり、さらにこれを包括するものとしての社會的分業である^(註一)。國家は即ち勞働諸部門を適宜に配分し、その間の均衡を確保しなければならぬ。今フイヒテの考へる基本的なる勞働部門としては一、生産者Produzent 二、工業者Künstler 三、商業者 Kaufleute と云ふ三つの身分 Stand が擧げられる。そしてこれが國民の三つの根本成分と考へられてゐる。だから我々は進んでこの三つのものの理論的並びに歴史的意義を吟味しよう。先づ生産者は自然生産物の獲得に

任ずる農業者を表はし、次に工業者はこの原生産物に加工仕上げを施して最終の使用目的に役立たしめるところの手工業者を表はしてゐる。だからこの二つの身分の間には一つの交換が成立しなければならず、これを表はす第三の身分が商業者である。ところでこれらの三つの身分間の關係はやはり消極的積極的兩様の關係に基いてゐる。即ち單に他の身分の業務を侵害せざらんことを約するのみでなく、進んで交互的な給付をなすべきことを約するのでなければならぬ。即ち先づ生産者と工業者との關係について言へば、生産者は單に自分自身を養ふばかりでなく、さらにその國に生存する工業をそれによつて養ひ、且これに原料を支給するだけのものを生産する義務がある。生産者はさらにこの原生産物を、工業者の仕上げた製造品と引換えに、彼等が原生産物を生産してゐた間と同様に愉快に工業者も亦生活し得るやうな尺度即ち基本價格 Grundpreis に従つて、委讓すべき義務がある。工業者の生産者に對する關係についても同じことが逆の關係で言へる。第三の身分である商業者はこの二つの身分の中間に立つて彼等の交換を媒介する。そしてこの二つの身分と商業者の間にはやはり次の二通りの契約が結ばれる。先づ消極的に前二者即ち生産者と工業者は相互間の直接の取引を斷念し、それに對して後者即ち商業者は原生産物の直接生産並びにこの原生産物の加工の仕事を斷念する。次に積極的には、前二者は自己の必要とする以上の殘餘生産物及び製品を一定の尺度に従つて後者に給付し、これに對して彼等の必要とするものを後者から受取るべきことを約する。後者の前二者に對する關係も亦同様である。たゞこゝで一定の尺度に従つてと言ふのは、右の生産者と工業者との直接交換の場合に定められた基本價格の外に、商業者も亦その業務に従事する間生産者及び工業者と同様に愉快に生活し得るほどの原生産物及び製造品が残される程度のものでなければならぬといふことである。そして以上の三つの身分の下にそれぞれ無

數の *Unterstände* を考へることができてもその間の法的關係はすべて今述べた通りである。例へばギルド相互の關係もかやうなものとして規定されてゐる。而して最後にフィヒテは言ふ——これらの契約に外的適法性を與へるものが即ち明確なる國家の法であつて、政府はそれらの契約の遵奉に意を用ひなければならぬ^(註二)。

(註一) D. & H. SS. 9—10, SS. 12—13.

すでに理性國家の構成原理そのものでさへさうであつたが、右に記したやうな理性國家の構造を一瞥しただけでも如何にそれがフィジオクラットのであるかゞ知られるであらう。當時フリードリッヒ大王にその象徴を見出したドイツの啓蒙君主達は畢竟フィジオクラットであつたのであつて、プロシヤの大臣 *Stiemen* に捧げられ且讚辭をもつて嘉納された『封鎖商業國』がその内容においてフィジオクラットであることは決して不思議ではない。そしてその獻辭のうちに明かにされてゐるやうに、自由主義と同時にマーカンテリズムを批判することがフィヒテの目的であつた。そこで生産物の獲得が國家の基礎であり、爾餘の一切のものがそれに準應すべき最高の尺度である^(註一)。このことの結果として第一に、國家は農業事情の變化しない限り工業者の數を一定數に限らなければならず、第二に必需品生産と奢侈品生産との不均衡を防止しなければならない。各人をして各自のものを確保せしめ、國民の大多數が被服未だ十分ならざるとき一人の者が拘かに粧ふことなからしめるためには、國家がこのやうな經濟的地盤に立つ限り、政府の統制は必然である。農業はフィジオクラットの如くに *productiv net* を産む唯一の生産部門として基礎的であるのではなく、その國の物質的規模を規定するものとして基礎的である。だからフィヒテは言ふ。『何故私こそ

の商品を例へば或る他の國で造られると同一の完全さで得てはいけなかと問ふことは、何故私はこの國の住民ではないかと問ふことであり、それは恰も櫛の櫛が何故自分は椰子の櫛でないか（及びその逆）と問ふに等しい。自然が定めた分野及びこの分野から生れるすべてのものをもつて各人は満足しなければならぬ^(註二)。従つて商業者の數も亦一層嚴重なる制限を受ける。『一般的生産及び製造業が配分されることの多きに従ひ、——商品の量は同一であつても——愈々益々多くの交換が行はれる。政府は國民のうちに發生するこの交換を計算し、……かくして商業者の身分を一定數に制限しなければならぬ^(註三)』。かやうにして均衡と調和とが理性國家の目標であり、それは全體としての國家の積極的なる統制によつてのみ達成せられる。しかもそれは各人に各自のものを保證し、人間らしき生活を約束する目的のために行はれるものである。尤もこのやうな身分關係の基礎の上では、この『人間らしき生活』は何時の間にか『身分相應の生活』に轉化して行くものではあるけれども。即ちさきにも一言したやうに、フィヒテはすべてが同様に愉快に生活し得べきことを要求するけれども、すべてが同様に愉快に生活しなければならぬと言ふのではない。例へば學者その他の精神的作業者にはそれ相應の生活が許されるのである。けれども商業者の存在は一面的な致富の危険を含むものであつて、こゝにフィヒテの危惧が残されたのであらう。それは本書の第二部である時代史の部分に最もよく現はれており、延いては商業閉鎖の要求をも産み出したものと言へよう。要するにそれは哲學者フィヒテの商業資本主義觀を裏書きするものであり、その據り所はこのフィジオクラットの組織化された身分國家であるのである。

(註一) D. S. H. S. 13.

(註二) D. S. H. S. 16.

二 價值・價格及び貨幣

以上私は理性國家の構成原理と基本構造とを、できるだけ重要と思はれるフィヒテの言葉を藉りて説明した。そして今までのところで明かなることは、一、自然法的出發點とロマン的歸結とが巧に結合されてゐること。二、そしてこの結合は一方ではフランス社會主義の根本主張を、他方ではフィジオクラット思想の經濟學的內容を、それぞれ翻譯轉化することによつて行はれたことである。この結合及び轉化が果して矛盾なくできてゐるか否かは次節の主題となるのであるが、その前に、フィヒテ經濟論の後半をなすところの價值價格及び貨幣論について右と同様の傾向を確かめておかう。

さてこのやうな理性國家においては、均衡と調和の破壊や攪亂が最も注意して避けられなければならぬ。この種の破壊や攪亂は、例へば農業における豊作不作の如き自然の原因に由來する場合もあるであらうけれども、それはフィヒテにとつて大した問題ではない。^(註一)こゝに取上げなければならぬのは貨幣の問題である。そして貨幣が存在する限り、こゝに根本的困難が横はる。何故ならば商品に對する貨幣の價值は極めて變化し易く、法律や權力でそれを固定し、維持することはできないからである。若し強ひてこれをすれば、貨幣所持者は貨幣を、商品所持者は商品を隠匿し、取引は成立しなくなる危険がある。だから貨幣の使用にして前提される限り、取引の推算は不可能である。けだし貨幣は自ら價格と掟を造るからである。^(註二)フィヒテはこの難點を解決するために次の諸方策を提案する。

- 一、國家はすべての物の價值及びその價格を一定の尺度に従つて規定する。
- 二、國家は世界貨幣（金銀）の代りに、純然たる國內貨幣を創造する。
- 三、世界貨幣と國內貨幣との間の摩擦を防ぐために外國貿易を閉鎖して自給自足主義を取る。

（註一） D. & H. S. 35E. 農作物の豊凶による需給關係の不一致については例へば穀物證券の發行によつて國家がこれを調整する。

（註二） D. & H. S. 40.

フィヒテの實際的提案をかりにこのやうに總括することができるとすれば、我々にとつて一見して奇異に感ずるところは、この理性國家においてもなほ何等かの形で貨幣が存続してゐることである。何故に貨幣は依然として存続しなければならぬのか。これは『封鎖商業國』を、政策的にでなく、理論的に理解するためには、最も根本的な一つの問題である。テキストの順序を丁度顛倒させることになるけれども、私はこの問題の吟味から本節の分析を始めたのである。さてすでに我々の知つたやうに、フィヒテの理性國家においては物の經濟に基調が置かれてゐる。即ち現物經濟をその建前としてゐる。従つて貨幣即ち商人階級の地位は本質的重要さを有しないのである。フィジオクラットの場合でさへ貨幣は單純なる流通手段にすぎなかつた。況んや嚴密詳細なる國家の統制に服する理性國家においては、流通手段としての貨幣の機能さへ消滅してしまふ。そして『價値の根本尺度』としての貨幣の問題は畢竟するに物の價値の問題であつて、貨幣の問題ではない。何故ならばフィジオクラットにおいてもフィヒテにおいても、こ

の二つのものは何等の内的關聯も共通の理論的基礎をも有しないからである。このやうにして理性國家においては『貨幣はそれ自身全然何物でもなく、たゞ國家の意思によつてのみ或るものを代表する、Repräsentation』^(註一)のである。『流通貨幣の全額は公けの交易に見出される商品額を代表する。即ち前者の十分の一は後者の價値の十分の一を、前者の百分の一は後者の百分の一を代表する等々。ところでこの百分の一が一ターレルと名づけられるか、もしくは十または百ターレルと名づけられるかは全く一つことである。何れの場合にも私はそれで公けの交易に見出される商品の百分の一を買ふことができる。——或る人が如何に富んでゐるかは、何箇の貨幣を彼が所持するかには全く依存せずして、すべて、の流通貨幣の何分の一を所持するかに依存するのである』^(註二)。このやうにして貨幣は『單なる記號』にすぎず、従つて貨幣はできるだけ有用性の少い材料から造られることを必要とする。『何故ならばすべての有用なるものは國民の内的富に屬するのであるから、國民によつて享樂さるべく、決して他の目的のために充用さるべきではないからである』^(註三)。だから國家はその欲するところのものをもつて貨幣とすることができ。けれどもこゝで注意しなければならぬのは、フィヒテがこのやうにして不換紙幣を奨用したわけでは決してないと言ふことである。成程フランス革命政府のアッシニャ紙幣はフィヒテのかやうな提案の重要なる機縁となつたものであらう。けれども正にそれ故にこそ逆にその弊害を救ふ意味でフィヒテのかやうな結論が生れたのである。即ち『これらの貨幣(紙幣、銀行券等)と商品との間にはいつても生の貨幣が介在するのであつて、それは實際上貨幣即ち商品の直接の記號ではなくして、たゞ貨幣の記號である。それは第一次の貨幣ではなくしてたゞ第二次の貨幣であり、それはまた自ら再び代表され得るものであるから第三位の貨幣が成立することとなり、かくして無限に至る』^(註四)。これに反してフィヒテの

『國內貨幣は直接に商品に關係し、商品においてのみ實現される。かくしてそれは眞の、直接の、唯一の貨幣である。或るものを貨幣に實現する』といふ單なる表現のうちに、すでに誤れる全體系が存するのである。貨幣には何物も實現せられない、何故ならば貨幣それ自体は何等現實的なるものではないからである。商品が眞の現實在であつて、そのうちに貨幣が實現されるのである。^(註五)果して然りとすれば我々の疑問はさきに歸つて、何故に國家は『法と權力』とをもつてこのやうな非實在的な貨幣を廢棄することができないかと言ふことである。その理由は外でもない。フィヒテの理性國家はたとへ如何に強力なる統制力を有するにせよ、そのうちに自由なる人格の所持者即ち *Vernunftwesen* としての個人を止揚してゐるものであるからである。 *Rechtsgemeinschaft* としての國家は *Rechtsperson* としての個人の交互作用の上に成立するに外ならない。従つて國家が如何に有機體的全體の色調を帯びて來ようとも、そして一見個人は全體のための奉仕者であらうとも、このやうな國家は個人の經濟生活のあらゆる面にわたつて規制することは許されてゐない。それはすでに財産權の觀念にも示されてゐるのであつて、各人は各自のものを國家によつて保證された以上、これを如何に消費するか、即ち如何にして人間らしい生活を營むかは各人に委ねられてゐなければならぬ。これが自由なる人格の自由なる活動に對して物質的條件を確保することの意味である。すでに『自然法の基礎』においても家屋内における權利を認めてそこに個人の至上權を許したのである。勿論この個人の至上權がそれ自身社會的要素を有すべきものであるか否かは今の問題とは關係がない。こゝで明かにしなければならぬのは、丁度貨幣が個人的消費生活と國家生活との媒介をしてゐることである。それは恰もさきに個人の財産權の特殊な把握の仕方が、社會的生産の全體主義的身分的秩序を可能にしたのと同様である。マリヤンヌ・ウェーバーがフィヒテの

貨幣をもつて、社會主義と個人主義との結合の外的紐帶であると言つたのは暗示に富む觀察である。^(註六)

(註一) (註二) D. & H. S. 42. フィヒテの貨幣論については、M. Palyi, Die romantische Geldtheorie (Archiv f. d. Sozialwiss. u. Sozialpol. Bd. 42. 1916) の優れた研究がある。ロマンティックの貨幣論をフィヒテから始めたところに、パリーの優秀さが示されてゐる。そして彼によれば、こゝに説かれてゐる貨幣論は素朴な數量説を基礎とするものであるが、それはイギリスの經濟學者ヒュームの所説に負ふものだと言ふ。

(註三) D. & H. S. 40.

(註四) (註五) D. & H. S. 108.

(註六) M. Weber, a. a. O. S. 59.

右に略述したやうな貨幣理論が貨幣本質論上の謂はゆる票券説に屬すべきものなりや否やは疑はしい。何故ならばこの貨幣は一つの票券であると同時に一種の通貨數量説を基礎として説明さるべきそれ自身の流通價值法則を持つと考へられてゐるからである。それ故にフィヒテはこのやうな代表券の過度の發行の危険は結局貨幣それ自體の内在的性質によつて防止されてゐると考へる。勿論政府はその前にこのやうな事態の發生を防止すべき義務のあることは當然であるが、かりにこの意味における法の抵觸と過度の代表とが行はれても、それは何等當局者の利益とならざるのみか却つて損害となるべきことによつて、それ自身最も安全に防護されると言ふのである。^(註七)

一つの代表券であり、記號であるにすぎない限り、妥當するものは商品であつて貨幣ではない。貨幣と商品との關係は畢竟するに一つの外的代表關係以外の何物でもない。従つて貨幣の理論は商品の價值理論のうちにむしろ埋没し

なければならぬ。そして貨幣自體の問題は、右に見たやうに、より多く政策論の對象となつたのである。このことから早くも我々はフィヒテの價值論の性格を判定するのに難くはない。即ちそれは貨幣による量的規定（通約化）と結びつく必要のないものであるから、本質上質的現物經濟的な規定の上に立つものであつて、量的交換經濟的規定の上に立つものではない。こゝに我々にとつて、『封鎖商業國』の理論的にして同時に歴史的なる性格を曝露することのできる一つの據點があるのである。さてフィヒテの思想に従へば、さきの生存權の要求によつて理性國家においては自由なる人格は愉快なる生活への平等の可能性を有しなければならぬ。而してすべての者が直接の生産者または加工業者でない以上、生への平等の可能性は、或る共通の基準に従つてこの原生産物または製造品の配分に參加する可能性を意味しなければならぬ。そこで價值の物的基準が必要である。フィヒテは言ふ、『あらゆる自由なる活動の、もしくはあらゆる自由なる活動の結果の價值は、それによつて生き得る可能性である。そしてこの活動の結果即ち物は、人がそれによつてより長く、生き得るだけ、より多く、他の物よりも價值がある。物相互の間の相對的價值の尺度は、人がそれによつて生きることのできる時間である。』^(註二)即ちこの價值が交換價值ではなくして使用價值であることは餘りに明かである。故に價值の尺度は或る生活必需品——こゝではパン——そのものであり、かくしてパンが『價值そのもの』となり、すべての他の價值はそれによつて見積られる。例へば肉は食料としてはパンよりもより高い内的價值を持つてゐる。何故ならば肉のより少量はパンのより多量と同様に長く人を養ふからである。そこで平均的に一日一人を養ふところの肉の量は、一人が一日その給養のために要する穀物と同様の價值があるわけである。直接食料の生産に與らないすべての人々の場合には、その人々の勞働の間生き得るために必要とするパンの量が加算されなければ

ならない。これが工業者・商業者の労働に對する支拂ひとなる。そして便宜品の價值も亦この『絶對的價值』である。パンを基準として測定せられる。即ちこの場合には、その便宜品を生産するために用ひられた『力と時間と土地』とによつて獲得されるであらうところのパンの分量だけその内的價值を高めるのである。(註三) かやうにしてフィヒテの推理は知らず識らずの間に生産費説の考方に接近するやうであるけれども、元來價值は内的質的なるものであり、それが『絶對的』であり計算の基準となるのは物としてであつて、交換價值としてではない。だからフィヒテは労働生産費説をもつて金銀と一般商品との等價關係を説明しようとした『或る有名な作家』に反對した(これはヒュームまたはスミスのことであらうか?)のである。即ち『かりに投下された勞苦の均等が現に起つたとしても、問題はたゞ——それ自らに委ねられた人は他人の生産物を評價するのに決してそれに投ぜられた勞苦をもつてするものではなく、むしろ自らそれによつて享受し得べしと考へる效用をもつてするものであるから——何故に耕作者が、一片の金貨を獲得するための鑛夫の勞苦を、一枘の穀物を獲得するための彼の勞苦に等しいと考へるか、そして同様によく用ひられてゐると考へるかと言ふことである。けだし鑛夫は耕作者の穀物なしには全く生きることができないのであるが、耕作者は例の金をもつては當然如何ともなし得ないからである。何人かゞ目的なき勞苦をするときに、抑々人類は彼の勞苦を合目的な勞苦をもつて補償すべき義務があるであらうか』と論じてゐる。(註四) このことからフィヒテは金銀の價值は單に『一般的一致』die allgemeine Einstimungに立脚するにすぎず、従つてその商品に對する價值は可變的であり、従つてまたそれは攪亂の原因たり得ると結論したのである。我々はこゝで如何に哲學者フィヒテが貨幣經濟の實際に迂遠であるか——(註五) アダム・ミューラーの非難したやうに——、そして如何に哲學者フィヒテがイギリスの事情を理

解することの少いか——シュモラーが他の關聯で非難したやうに——を思ひ合せることもできる。しかしこゝで明かにしておかねばならないことは、價值が先づ質的なるものとして規定され、次にそれを量的に規定する必要のために價值が自然物（パンといふ食料品）と同一視せられたことである。かくして貨幣による交換經濟の量的現象は價值への内的關聯を失ひ、従つて貨幣は單なる商品の代表券たり得たことである。こゝにおいて初めて價格の問題を全然貨幣の量及び質から切離して取扱ふことが可能となつた。かくして國民の各々に人間らしき生活または身分相應の生活を保證するために必要である價格を定めることが國家の任務であるが、それは生存權の要求に基いて算出された『絶對價值』（パン）の平均的分量にすぎないのである。かやうにしてフィヒテの思想は、フィジオクラットにも含まれてゐた公正價格の中世的遺産をフィジオクラット以上に豫想してゐるものと言へよう。

（註一） D. g. H. Ss. 108—110.

（註二） D. g. H. S. 21.

（註三） D. g. H. S. 21.

（註四） D. g. H. Ss. 65—66.

（註五）『封鎖商業國』は若いアダム・ミュラーの批判の對象となつた。ミュラーはフィヒテが經濟の實際に迂遠なることをむしろ嘲笑した。これについては J. Baxa の Adam Müller, Jena 1 30. S. 7. を参照。しかしフィヒテには見逃されてゐない貨幣數量説はミュラーにも存在はするけれども、貨幣の量的把握の努力はミュラーにおいては貨幣の直觀的形而上學的圖象化のなかへ没してゐる。

（註六）シュモラーはフィヒテの國家觀の動搖の一つの原因をかう見たのであるが、これは經濟理論家としてのフィヒテの素朴

さについても言はれることである。Schmoller, a. a. O. S. 49 を参照。なほシュモラーによればフィヒテは疑もなくスミスを知っており、フィヒテの價值に關する根本思想はスミスのそれと同じものであつて、勞働がその基礎をなすものであると言ふのであるが (a. a. O. S. 64) 彼のシュモラーのフィヒテ解釋は甚しく無理である。

しかしフィジオクラットが丁度自由放任を説いたその箇所、フィヒテは極端なる統制を説かなければならなかつた。外國貿易閉鎖の主張がこれである。それは以上の所説の當然の結論であると共に、むしろ初めからこの主張がフィヒテの全經濟學說を要請したのである。フランス革命についてのフィヒテの若い時代の作 *Beitrag zur Berichtung der Urteile des Publikums über die französische Revolution, 1793* においては、彼はフィジオクラット流

の自由主義者として現はれてゐるやうであるが、この同じフィヒテが如何にして商業封鎖の思想に到達するに至つたかは、なほフィヒテ研究に残された問題であるが、^(註一) 少くとも本書においてフィヒテはマーカンティリズムと自由放任

主義との兩者に對して或る態度をとらうとしたものであると解せられる。エンゲルブレヒトの言ふところによると、^(註二)

『この研究はその起源を一つの實際問題に持つてゐた。十八世紀の終末には自由貿易の觀念が着々として進みつゝあつた。マーカンティリズムは批判され出した……。プロシヤは次第にマーカンティリズムを制して自由貿易についた。

一七八六年に大臣ウエルダーはマーカンティリズムを廢止する一つの命令を出した。この急激なる行動が一つの經濟的危機に導き、その解決が熱心に求められたのである。プロシヤの經驗は、マーカンティリズムでも自由貿易でも經濟的厚生をもたらすものでないことを、明白に證明した。フィヒテがこの冊子で呼びかけたのはかういふ具體的問題

であつたのである。この兩様の批判を我々は本書の第二部以下に見るのであるが、それは第三部の政策論と共に後に一括して問題とする積りである。何れにしてもフィヒテに従へば、この鎖國が完全に實現せられた曉には、國民の福利は増進し、すべてが共通に國民的生産物の適度の分前を享受し得ることになるのであつて、窮乏と不足は消滅するのである。これ即ち生存權の要求の完全なる實現に外ならない。そしてそれは同時に一つの全體主義國家の完成に外ならなく。

(註一) この問題を指摘したのは J. Hasnagen, Fichte und der Sozialismus (Jahrb. f. Nationalök. u. Statistik. Vol. 136 [1932] SS. 495—498. なほこの點については R. Strecker, Die Anfänge von Fichtes Staatsphilosophie, Leipzig 1917. があつる。

(註二) Engelbrecht, a. a. O. p. 76.

以上本節で稍々詳細に論じたところをフィヒテ自らの要約に従つて總括すばかうである。

一、法關係に従つて規定せられるところの國家においては國民の三つの主要身分が相互的に算定され、そして各が一定數の成員に限られる。

二、各人はその勞働と引換へにその國のすべての生産物及び製造品に對する比較的な分前を保證される——但し官吏(その他の精神的勞働者)は眼に見える對價を支拂ふことなくしてその分前を保證される。

三、このためにはすべての物相互間の價值、及びその物の貨幣に對する價格が固定せられてその點に保たれなければ

ばならぬ。

四、凡そ以上のことが可能となるためには、人々の對外直接貿易はすべて不可能とされなければならぬ。しかも

『これらすべての主張は私の財産の理論に基くものである。もし後者にして正しければ、疑もなく前者も亦その十分の理由を有する。もしそれが誤りならば、そこからの一つの推論である以上の何物たることをも要しないところのことは、疑もなく同時に倒壊する』^(註一)のである。

(註一) D. & H. S. 49.

三 問題の生成——『封鎖商業國』における

謂はゆる個人主義と社會主義または國民主義との矛盾

前節で私が試みたところは『封鎖商業國』——特にその理論的部分である第一部を中心とした——の分析的敘述である。私はこれを材料としてこの論文の第一節に提出した問題の解明を續行しなければならない。即ちフィヒテ社會哲學の發展上『封鎖商業國』の占むる地位如何といふこと、或ひはまた、フィヒテにおける個人主義と全體主義、自然法思想とローマン思想との交流關係である。さて『フィヒテが自然法の基礎の第二部及び封鎖商業國で與へてゐるところのものは、一つの社會主義的體制以上のものでもまた以下のものでもない。そしてこれこそ今までその價値の認められることが少かつた理由である』^(註二)とシュモラーは一八六四年に言つた。このとき以來本書を何等かの意味で

イツにおける社會主義的思想の一つの先驅と見做す解釋がむしろ定説に近くなつてゐる。マリヤンヌ・ウェーバーの力作『フィヒテの社會主義とそれがマルクスの理説に對する關係』（一九〇〇年）も亦、フィヒテとマルクスとの相違を當時としては鋭くも識別しながらも、やはりフィヒテのそれをもつて一つの倫理的社會主義であるとした。それ以來フィヒテの『社會主義』について語ることは學界の常識となつたかの觀がある。^(註二) マックス・アドラーの如きはフィヒテの全著作を通じて、『彼の思索勞働の偉大なる抽象力にも拘らず、彼は本質上政治的思想家であり、そして同時に近代における最初のドイツ社會主義者であつた』と解してゐる。^(註三) フィヒテが社會主義者であつたかなかつたかは、社會主義なる名辭の問題になるので、それを穿鑿することは無用のことであるが、彼の謂はゆる『社會主義』を政治的實踐に移した場合、それが一種の國家社會主義の要求に合致すべきことも、前節の敘述から容易に納得せられるところであらう。これ即ち『社會主義者』フィヒテが同時に『國民主義者』であり、それが後にフェルディナンド・ラッサールの感激の泉となり、現ナチス・ドイツで復活の氣運を得た所以である。エンゲルブレヒトの特徴づけたやうに、本書はフィヒテの第一期デァコピニズムの時代から第三期國民主義の時代への中間作であるが故に、それは社會主義及び國民主義の黎明期の作である。然らばこのデァコピニズムと『社會主義及び國民主義』とは如何にして結びつくのであるか。これが依然として問題である。

(註一) G. Schmoller, a. a. O. S. 50.

(註二) Waentig, D. g. H. SS. XV—XVII. Karl Diehl, J. G. Fichte (Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Aufl. III. Bd. S. 993).

この點にフィヒテの矛盾があると言ふのがマリヤヌ・ウェーバーの鋭利な分析の結論である。ウェーバーの結論に従へば、第一にフィヒテの國家論はこゝではまだ自然法的形式を完全には脱却してゐない。けだしこの理性國家はまだ明確には、個々の人格を越えたところの、そしてたゞ全體そのもの——多くの場合には個人を犠牲として——によつてのみ實現され得るところの、一般的、積極的課題の擔ひ手として考へられてはゐない。だからフィヒテは法と道德とを分離した結果として、そして元來國家を單純なる法制と見た結果として、まだ何等國家の積極的的政治的理想を樹立しなかつた。第二にフィヒテの經濟學説は明確に法と道德とを分離したにも拘らず、完全に倫理的社會主義の概念の下に入るものであると。^(註一)そしてウェーバーはこのやうな純論理的矛盾の根據を、フィヒテが傳來の國家概念の形式を保有しながら、その内容を解釋する場合には、遙かにそれ以上に出てゐることに見てゐる。けだしフィヒテの理性國家はその法律國家より文化國家への過渡段階をなすものであるからである。彼によると、一般にフィヒテの多くの矛盾は次のやうにして生じてゐる。即ちフィヒテが規範的普遍妥當的な、従つて超歴史的な理念を打ち樹てることをもつて満足しないで、地上の何處か——例へば現實のプロシヤにおいて、これを實現しようとする彼の實踐的氣質に驅られて、その理想の實際的現實化のための技術的及び經濟的手段を詳述したのであつて、しかもその際恰もこの論述が純粹理性から演繹せられたものであり、従つて必然的公理的な妥當性を有するかの如き錯覺に陥つたことによ來してゐる。つまりそこには規範と現實との分離が十分に行はれてゐないと、ウェーバーは彼女の「新カント主義的

立場から論じてゐる。^(註二) フィヒテがその理性國家の中へ經濟的現實を歸納的に忍び込ませてゐることは我々のすでに知れるところである。尤もそれが、ウェーバーの言ふやうに中世都市經濟の再生であるか否かは問題であるとしても。けれども理性國家が法律國家より文化國家への過渡段階であるが故に、そこに矛盾があると言ふことは何を意味するであらうか。この問題はやがてフィヒテ經濟論の法律哲學的及び形而上學的基礎とも關聯する一つの研究に導いて行くのである。

(註一) (註二) M. Weber, a. a. O. Ss. 60—62.

ウェーバーがフィヒテの矛盾の根據として指摘してゐる點、即ちフィヒテが形式としては傳來の國家概念を固守しながらその内容を解釋する段になるとそれを超えてゐるといふことが、この矛盾の性質を突きとめるのに極めて重大なる意味があるのである。一般に哲學史家の教へるところによれば、フィヒテ形而上學の特殊性はカントの實踐理性の優越から出發して、單に認識の形式のみでなく、その内容までも絶對我即ち純粹理性の事行の働きとして導き出したことにあるとされてゐる。かくして物それ自體は自我の創造的所産となり、思辨的思惟と實踐的行爲との統一を基礎づけたと説かれてゐる。今フィヒテ智識學のこのやうな大前提を基礎にして考へると、形式として傳統的であつたものが内容として革進的であるといふことは、形式と内容との不一致または矛盾といふことではなくして、むしろ一見傳統的として見られるその形式自體の中に新なる内容を導き出すべき可能性が含まれてゐたと見なければならぬ。それは何であるかと言へば、前節の終りに見たやうに、彼の財産の理論である。物への絶對支配權ではなくして、自

由なる行動への排他的な権利としての財産権である。そしてこの財産権の觀念の上に如何にして全體主義的經濟體制が轉開され得たか——それはすでに我々の略説したところである。フィヒテの言ふ通りに、もしこの理論にして誤りならば彼のすべての議論は倒壊するのである。然らば何故にこの財産の理論は必然に全體主義國家への傾向をそのうちに含むことができるか、我々の關心はこの一點に集中せざるを得ないだらう。

フィヒテの財産理論は彼の『自然法の基礎』第二部で轉開されてゐる。そして『自然法の基礎』の第二部は法律哲學を論じた第一部の應用論に外ならない。従つて我々も今や『封鎖商業國』を去つてそこまでフィヒテの思想を溯らなければならぬ。フィヒテの經濟論を彼の哲學的及び法律哲學的基礎から理解しようとした點でも、マリヤヌ・ウェーバーの勞作は確かに一新紀元を劃したものであつて、私は姑くこれを參照しつゝこの點を追及して見よう。さてフィヒテの法律哲學は、智識學の要請特にその第三原理(註二)に基いて、人間の外的關係(註一)に對する、即ち共同體生活(註二)を、全體に對する規範を演繹しようとしたものであると見ることができよう。——これに對して彼の倫理學は先づ第一に個人の態度及びその他の諸個人との間の内的關係(註一)に對する規範を求めんとしたものと云ふことができるであらう。このやうな法と倫理との嚴密なる分離によつて經濟的、社會的、及び政治的生活に對する特殊の規範を樹立する可能性が生じたのであり、フィヒテの Rechtslehre は同時に Gesellschaftslehre となり、フィヒテは眞の意味においてドイツ社會學の父となつたのである。かくしてフィヒテに従へば人間の共同體生活は Rechtsgesetz を通じて統制せられる。Sittengesetz と Rechtsgesetz との特徵的なる相違はその妥當の制限されてゐるか否かにある。倫理法則は無條件且つ絶對的にすべての人に對して妥當する、これに反して Rechtsgesetz は自由なる決意をもつて一つの共

同體に屬する人々に對してのみ妥當する。即ちそれは自由なる人々の必然的關係に關するものなのである。かくして法の概念は互に交互關係にあるところの複数の自由人を豫想するものであつて、法關係とは即ち人間の社會關係そのものに外ならない。それ故に社會關係の成立根據は自由なる理性者である。人はかくの如き理性者として一方においては絶對的理性の經驗的可分的顯現であると共に、他方においては個別的意志の所有者であり、人格であり、不可分の個體である。法關係はこのやうな諸個體の交互關係の上に謂はゞ第三の、個々の個體以上のものとして成立するところの一種獨特の關係である。それは、それ自身不可分であるところの人格に立脚しながら、同時に絶對理性または絶對我のうちに統一さるべきものである。このやうなドイツロマンティックの根本性格である Transpersonalismus (クルックホーン Kluhkhohn の命名にかゝる)^(註三)の傾向は、すでにこゝに現はれてゐるのである。それは取りも直さず智識學の諸命題に含まれてゐる發展の論理の表現であつて、我々はこれを或る意味でフィヒテにおける辯證法と名づけることもできよう。このことから今の我々にとつて極めて重要な二つのが明かとなる。第一に、フィヒテの個人主義は、かりにその形而上學的色調を問はぬとすれば、恰も微分されたものとしての點が線への傾向を含むやうに、いつもそのうちに共同體への必然的傾向を含んでゐるといふこと。フィヒテの個人主義はイギリス流の量的個人主義ではなくしてドイツ的なる質的個人主義であるといふことである。『如何にして自由人の共同體はかゝるものとして可能であるか』^(註四)とフィヒテは尋ねた。そしてこれに答へるものが彼の『交互作用』の原理である。有限なるものとしての人間はたゞ人々の間においてのみ人間となる、そして彼は人間である以外の何物でもあり得ないから、總じて人間であるべきならば、複数の人間がゐなければならぬ。これは任意に假定せられた、從來の經驗または他の蓋然

性の根據の上に立てられた憶見ではなくして、それは人間の概念から嚴密に證明され得る眞理である』とフィヒテは論じてゐる。フィヒテにおける辯證法に着目した結果として我々に明かとなる第二の點は、法と道德との分離と統一との關係である。フィヒテはさきに述べたやうに倫理的規範と法的規範とを判然と區別した。しかしフィヒテが物質的福利をそのものとして求めるものでないことは明かであると同時に、『封鎖商業國』の單純なる經濟的ザインの基礎づけに、ザインズルレン的要求を結びつけてゐたことはマリヤヌ・ウェーバーも屢々指摘した通りである。これは確かにフィヒテの矛盾である。しかしフィヒテにおいては物質的生活は自我の自由なる活動のための豫備條件であり、その場であるにすぎない。財産とはかやうな活動の場への排他的請求權であるに外ならない。従つて法と道德との一應の分離はより深い意味における兩者の統一を妨げるものではないのである。この統一作用をフィヒテにおける自我の實踐的活動と見ることはできないものであらうか。そして辯證法とはフィヒテにおいては正に行爲の論理なのである。勿論この行爲の論理として考へられたフィヒテの辯證法が一つの形而上學の上に立つてゐることは無視できないことではあるけれども、ウェーバーのやうに直ちにこれをフィヒテの矛盾と見ることは、ザインとゾルレンとの原理的對立の上に倫理學を置かうとする哲學を前提してゐるためではないか。かくの如くにしてフィヒテの矛盾はむしろその形而上學的基礎の中へ解消せらるべきであらう。

(註一) M. Weber, a. a. O. S. 28 ff.

(註二) 『自我は自我中において可分的自我に可分的非我を反立する。』

(註三) P. Kluckhohn, *Persönlichkeit und Gemeinschaft*, 1925.

(註四) G. d. N. S. 89. (Grundlage des Naturrechts の略、メディクス版、以下同様)。

(註五) a. a. O. S. 43.

以上によつて我々はフィヒテにおける謂はゆる個人主義と社會主義の矛盾なるものが見せかけのものであつて、たとへその奥にさらにより大きな困難があるにしても、それはシェリングからヘーゲルまで發展しなければならなかつた一大思想體系であつて、こゝに謂ふところの矛盾をそのうちに解消せしめるものではあつても、決してそれを力づけるものでないことを知つた。これによつて我々はフィヒテによつて企てられた傳來の自然法の深化作業が如何なる重要さを有するかを知り得たのであり、かくして傳統的なる形式としての法律國家概念は、すでにそれ自身ドイツ化されてゐたものであることを知つたのである。『封鎖商業國』の具體的内容を規定したものは哲學者フィヒテの體驗であり、實踐家フィヒテの願望であつたかも知れない。しかしその論理的筋道はすでに『智識學』及び『自然法の基礎』以來準備されてゐたのである。我々はフィヒテの生きた時代の外的事情の目まぐるしい變遷の故に、容易に彼の論理の飛躍を豫想するかも知れないけれども、それはこのやうにラディカールに考へ抜く思想家については許されない。否逆にフィヒテの論理そのものが飛躍の論理であり、創造の論理であると考ふべき十分の根據があるものと思はれる。謂はゆる結合契約なるものはこの論理を具體化するものに外ならない。『個々人は結合契約の結果として組織化された全體の一部となり、かくしてこの全體と共に融合する』^(註二)。『自然の生物においては、そのあるがまゝの各部分は大々この結合においてのみあり得るのであり、この結合の外においてはこれは直ちに無である。けだし有機的

な、互に均衡において保持されるところの諸力の交互作用なくしては、一般に存続するものといふものはなく、存在と非存在との永遠の闘争あるのみであつて、我々はこれを考へることさへできないからである。それと同様に人間はたゞ國家結合のうちにおいてのみ事物の系列における一定の足場を、自然における一つの休息點を得るのである^(註二)。

『有機體においては各部分がいつでも全體を保持する、そしてそれが全體を保持することにより、かくしてそれ自ら保持される。公民の國家に對する關係も同様である。しかも前者におけると同様後者においても亦、かく全體を保持するためには特殊の施設を必要としないのである。各々の部分または各々の公民はたゞ全體によつて自己に定められた足場においてのみ自己自身を保持する。正にかくの如くにしてそれは自己の部分において全體を保持する。そして正に全體が各々の部分をかゝるそれぞれの足場に保持することによつて、全體はそれ自體に復歸し、それ自體を保持するのである』^(註三)と。

(註一) G. d. N. S. 208.

(註二) a. a. O. S. 212.

(註三) a. a. O. S. 213.

こゝに見られる如き有機的國家觀が後のロマンティクのそれと同じものでないことはさらに次の問題となるのであるが、その前に今一度、ウェーバーの謂はゆる、フィヒテにおける個人主義と社會主義との矛盾について哲學者リッカート(註一)の所説を考察するのが便宜である。即ちリッカートによれば、こゝに言ふフィヒテの個人主義とは倫理的個人

主義の意味であり、これに反して社會主義とは經濟的社會主義の意味である。従つて倫理的個人主義と經濟的社會主義とは必然に矛盾するものではない。經濟的社會主義に對立し矛盾するものは經濟的個人主義である。否、フィヒテは彼の倫理的個人主義が經濟的個人主義によつて脅かされるのを見たが故に、經濟的社會主義者となつたのであると。そこでこの主張を理解するためには、先づフィヒテの倫理的個人主義についてリッカートの説くところを知らなければならぬ。さてリッカートはフィヒテにおける個人主義の意味を三つの方面から考察する。一、本體論的個人主義 *ontologischer Individualismus* 二、自律的個人主義 *autonomer Individualismus* 三、歴史的個人主義 *historischer Individualismus* がこれである。第一の本體論的個人主義といふのは、人間は客觀的なるものの普遍的因果關係に對して、主體として、その個體的存在として自由なることを主張するものである。こゝには感性界の一構成員としての個體と、自然の強迫から、即ち宿命論から自由なるものとしての『純粹なる』自我としての個體が如何にして結びつくかと言ふ困難なる問題がある。しかし凡そ自由なるものは、感性界における行爲のための意義を保持するためには、どのやうにか、感性的なる個體そのものにおいて顯はれなければならない。この個體の本體論的獨立性といふ觀念は、リッカートに従へば、なほ幾多の困難なる問題を含むけれども、今經濟的社會主義の問題にとつては、それだけでは何等本質的な意義を有しないものとして、立入つた考察を加へられてはゐない。次にフィヒテの個人主義における第二の側面である自律的個人主義といふのは、單に因果的束縛からの自由といふ如き消極的なるものではなく、その個體の意思をば他者によつて外部から規定せしめる代りに、反つて自ら法則を興へるところの積極的なるものである。これ即ち倫理的に自由なるものとしての個體の概念である。フィヒテにおけるこの倫理的個人主義に従へ

ば、自律的なる人間は己れ自らその個別的法則を興へるのである。即ち、彼がその個性的決断よりしてたゞ彼自身の良心の聲のみ承認するとき、始めて彼は倫理的である。しかしそれと同時に彼は、かくするによつて、單なる彼自身より以上の一つの法則を興へることになる。即ち自律的個人主義の要求するところは、自らが主となるところの自己中心主義ではなくして、むしろ自己自らを支配することである。(かくの如くにして他者の自由なる人格を尊重するといふことはフイヒテ法律哲學の出發點であつたのである。) かくしてまた、フイヒテにおいては自律的個人主義が一つの倫理的社會を要求するものであることが示されたのである。けれども個人主義に關するこの第二の規定をとる場合にも、倫理的自由はまだ抽象的に形成されてゐて感性に對立してゐる。しかも個體的なるものが感性的なるものの上に基く限り、かの自律性は、それ故に、人間を高めてその個體的存在以上に昂揚せしめるものである。フイヒテがかくの如き倫理的個體と感性的個體との分裂状態に満足し停滯してゐる筈はない。殊に人間は社會と國家とにおいて感性的文化をも問題としなければならない。かくしてフイヒテの思惟は、感性的個體に對しても亦決定的の意義を賦與し得るが如き性格の一つの個人主義的傾向を具備せざるを得ないのである。リッカートはこのやうに論じて彼の謂はゆる第三の規定である歴史的個人主義についての説明に入る。

(註一) H. Rickert, Die philosophische Grundlagen von Fichtes Sozialismus. (Logos XI. 1922)——これは邦譯リケルト論文集(改造文庫)に二つの論文として收められてゐる。なほリッカートのフイヒテ研究が近く公刊される豫定であることについてはさきに述べた。

リッカートの主張するところによれば、すでにフィヒテのフランス革命に關する勞作において、普遍的なる文化價値の概念が現はれてゐた。こゝからしてフランス革命といふ特殊なる文化問題に關する彼の判斷が成立する。フランス革命は人間性の實現として、自由なる人間生活一般の意味に對する貢獻として、フィヒテの感激を湧き立たせたのである。かくして我々はフィヒテにおいても文化の理念を問題とすることが出来る筈である。フィヒテにとつて文化とは完全なる自由といふ目的を追求する我々の全勢力の實行に外ならない。このやうな目的遂行のためには、我々のうちにあつて我々を感性的存在たらしめるすべてのものは、手段として克服せられ、我々に内在する理性によつて規定さるべきものとなる。しかし感性と倫理的理性との戦ひにおいて、感性は先づ克服せられただけでは十分でない。それはさらにあらゆる方法をもつて教化し文化しなければならぬ。こゝからフィヒテにおける感性文化の概念が成立するのであつて、そこでは自由と自然とは相伴ふ。この感性文化こそは、人間が感性界の一部分である限り、實に人間にとつて唯一可能なる窮極目的である。自由への感性文化、それはまた實に國家成立の唯一の意味である。フィヒテの政治的關心はかくして基礎づけられたのである。さてこのやうな文化の概念が理解せられたならば、さきに見たやうな自律的個人主義の抽象性を救ふことが可能となつて来る。即ちすべての人間は一人々々自由であり、個體的に異つてゐる。しかもこの個體はその活動の分野即ち文化聯絡の場において、彼自らの個性によつて制約せられたる本分を満すことによつて始めて、彼は成果ある活動にいそしみ得るものとなる。人間はそれ故にその感性的個性を琢磨し完成することによつてのみ、彼が自ら課せざるべからざるところの任務を、企畫し遂行することができる。彼は人間性展開の道程において、彼が全體中の特殊なる一員として、彼とは異つてゐる他者よりも、よりよく爲し得るこ

とをしなければならぬ。一個の個體的なる鏈環であることなくしては、彼はかの偉大なる連鎖の必然的なる鏈環ではあり得ないだらう。かくの如くリッカートは彼自身の歴史哲學的見解に従つて、フィヒテにおけるこの一面を歴史的個人主義と名づけたのである。そしてリッカートは、フィヒテにおける個體の本體論的獨立性も、個體の自律的規定による倫理的自由性も、この第三の意味での個人主義を通じて始めて、人間の文化勞作に對するその充足を見出すものと考へた。この考方に従へば、人間は己れ自らを規定せんがためには、その實體的存在においても亦自由でなければならぬが故に、本體論的個人主義は *coactio sine qua non* として自律的個人主義に先行する。そして歴史的個人主義は感性的個體的に形成せられたる文化生活の上にも自律的理想を適用するに當り歸結として生じて來る。かくの如くにしてフィヒテの個人主義に具備せられてゐる團體思想の關係を、むしろその個人主義から出て來る必然的なものとしてリッカートは把握したのである。

以上略述したやうなりリッカートの思想に従つて、彼が如何にフィヒテにおける個人主義と社會主義との謂はゆる矛盾を解決したかを見ることは、色々の意味で興味が少くない。その解決の要點は、第一にフィヒテにおける經濟的個人主義と倫理的個人主義とを峻別したこと。第二は倫理的個人主義を歴史的個人主義の見解にまで發展せしめて、感性的なるものと倫理的なるものと超個體的なるものとの關係づけの可能性を考へ、かくの如くにして個人的經濟生活の國家的統制の意味を認めたのである。即ちフィヒテが彼の社會主義において主要なる問題とするところは、感性的なる者の主觀的狀態（幸福論的要求）ではなくして、むしろ人間が世界全體の中においてその超感性的本分を満さんとするに當り、これを制約するところの感性的條件であることになる。もし自由なる個體が感性的

なるものとして、彼自身の勞働によつて生活すること能はず、財産を所有することを得ないものであるならば、彼は世界展開過程の構成肢として、自ら理性的なるものとして活動することは許されなくなるであらう。これを保證するものとして國家の文化的意義を考へようと言ふのである。かくの如くにして、リッカートの説くやうに、日々の物質的要求は超時間的なる形而上學的理想と最も內的なる結合にもたらされてゐる。思惟は存在のあらゆる深みとあらゆる高みとを貫徹する。フィヒテは、故に『自然法の基礎』の中で言ふ。『かくして自然は、それが數多の個體を生れ出でしむるに當り分離せるものを、國家において再び結合する。理性は一である、そしてその感性界における顯現も亦たゞ一である。そして人類は唯一の、組織せられ且組織しつゝあるところの、理性の全體である。それ（人類）は數多の、互に獨立なる分肢に分離された。されどすでに國家の自然裝備がこの獨立性を撤排してゐる、そして個々の集團を一つの全體に融合し、遂には倫理性が全種屬を一に造り換へるに至る』と。(註一)我々はこのやうな形而上學的據り所から、さきにウェーバーが問題とした法と道德との分離と結合の問題に對しても少からぬ説明を與へられたものと考へてよい。そしてフィヒテの試みをもつて、『法と倫理とを經濟生活に和合せしせんとするもの』(註二)であると見たシ・モラーの解釋を、かやうに理解することが出来る。それと同時に他面、國民主義者としてのフィヒテの本質も亦こゝに明かにされたのである。フィヒテはその死に至るまで國民性の世界史的意味を考へることなしには、國民を考へることができなかつたのであつて、これは例へばマイネケの明かにしてゐるやうに、(註三)Reden an die deutsche Nationの愛國的熱情の眞只中においてさへさうである。フィヒテは分裂したドイツ小邦の謂はゆるSohnenpatriotismusを徹底的に侮蔑した。フィヒテの國民は統一された大ドイツ國民であり、しかもそれは右に見るやうに直ち

に人類へと連がるものであつた。こゝにおいて始めて我々は、『封鎖商業國』の末尾における次の一節をその全き聯關において理解することが出来る。『地位及び民族のすべての差別を純粹に撤排して、單純卒直に人間それ自らに屬して公民には屬しないところのものは、科學以外には何物も存しない。これ（科學）により、而してたゞこれのみによつて、人間は、すべての爾餘のものに對して、民族への分離が完成された後に、永續的に關聯するであらうし、また關聯しなければならぬ』。^(註四)國民形成によつてその物質的厚生を確保せられた人類の文化的使命を、フィヒテはこゝに見出さねばならなかつたのである。

(註一) G. d. N. S. 207.

(註二) Schmoller, a. a. O. S. 54.

(註三) Meinecke, *Welbürgertum und Nationalstaat* 1919. S. 108 ff.

(註四) D. g. H. S. 130.

以上の所論はリッカートによるウェーバー批判に關聯して、當面の問題を新なる一つの側面から考察したものである。その際我々は餘りに多くリッカートの哲學的見地によりすぎたかも知れない。けだしリッカートの價值哲學より見て、フィヒテが價值哲學の第一人者であつたと解釋し得るものであると共に、この側面より見ても、さきにウェーバーの指摘した矛盾は十分に解消せしめ得るからである。けれども、リッカートの重きを置くところは、フィヒテの個人主義が必然的に團體思想への論理的聯關を有し得ることであつて、個人から團體關係が如何にして發生するかと

いふ創造的發生的關係ではない。固よりフィヒテの個體が結局において純粹我の限られたる感性的顯現に外ならない以上、この純粹我への價值關係的意味づけによつて例へば個人に對する國家といふ團體の論理的解明をなすことは、フィヒテ自身の構想に決して背くものではない。けれどもフィヒテにはリッカートの重きを置かない——むしろ形而上學として排斥する——他の一面がある。それは自由なる人格、理性者としての個人から社會といふ團體 *Rechtsgemeinschaft* それ自體を演繹するところの過程の論理である。これをフィヒテの法律哲學から言へば、謂はゆる結合契約に含まれてゐる交互作用の論理である。而してそれはさきに述べたところの、自我の創造的行爲の論理であり、或る意味における辯證法の論理であり、謂はゆるロマンティシエ・イロニーによる自我の自己止揚の論理である。ウエーバーの場合と同様に、リッカートにおいても亦、かやうにして *Vorromaniker* としてのフィヒテの他の本質的なる一面は問題とされ得なかつたのである。しかし過程を問ふことなくして如何にして歴史を理解することができるであらうか。そして歴史の過程を理解することなくして具體的なる政策の理解はあり得ない。我々はそれ故に、さらに、フィヒテ自身についてこの問題を吟味しなければならない。即ち『封鎖商業國』の第二部（歴史）と第三部（政策）とはその第一部（理論）に對して如何なる關係に立つであらうか。これが次節のテーマである。

四 問題の展開——『封鎖商業國』における理論——歴史——政策

フィヒテの『封鎖商業國』第二部を一讀したものは、哲學者フィヒテの力強い現實感に驚歎したであらう。しかし

人はそれと同様に、その第三部における政策家フィヒテの實際的迂遠さにも一驚を喫せざるを得なかつたであらう。リッカートの言つたやうに、『フィヒテは政策家としても亦あくまで常に哲學者であつた。けだし「哲學する」とは即ち、部分を全體との結合において考察するの謂ひである。萬有を貫き統ぶるロゴスを認識するの謂ひである。故にフィヒテは、彼が自然的人間の肉體的困苦に關して論ずるときにおいてさへ、以上の如くにして、特殊者と普遍者とを一つの包括的關聯に結合するものであることを示した。彼の力強い現實感にとつては、人間のなるものも決して無縁のものではなかつた^(註一)のである。そこからして我々はフィヒテの生氣に充ち満ちた、自由競争への論難を理解することが出来る。そして彼はマーカンティリズムが結局において國民と國民との敵意に導き、『相争ふ商業利益は、たとへこれに他の口實を與へようとも、屢々、戦争の眞の原因となる』^(註二)ことを見抜いてゐたのである。けれどもフィヒテがこれらの二つのもの、即ち自由競争の上に立つ商業資本主義とマーカンティリズムの必然の歸結としての『無政府状態』と『血腥き戦争』とを防止するために提案したところの商業封鎖は、實踐的に見て如何にして可能であらうか。こゝに歴史と政策との分裂があるのではないか。或ひはこゝに到つてもなほ、普通行はれてゐる解釋に従つて、これを目的論的に理解し、フィヒテの『封鎖商業國』は要するにザインに對するゾルンであり、従つて經驗的現實にとつては永遠の課題であり、それ故にまた決して實現せられることなき一つの理想にすぎないのであらうか。即ちフィヒテはこのやうな意味で『社會政策家』^(註三)なのであらうか。

(註一) Logos XI, S. 180.

(註二) D. g. H. S. 81.

(註三) の點については F. Schneider, Fichte als Sozialpolitiker, Halle 1894. N. Wallner, Fichte als politischer Denker, Halle 1926. 等を參考とすべきであるが、たゞ今私は後者を手に入れることができただけである。

フィヒテが本書をプロシヤの大臣 Struensee に獻じたことはさきに一言したところであるが、彼がその獻辭のなかで右の問題に若干觸れてゐる箇所がある。『この草案は單なる學校の習練であつて、現實の世界には何等の結果をも生ぜざるものであるかも知れない』と自遜の態度を示しつゝ、それは彼の漸次に實行さるべき體系の一環分肢であるから、これを機縁として同じ對象に關する他のより深くして有用なる考案が生れ來らんことを望んでゐると。(註二) けれども屢々引用される右の一句は、言ふまでもなく、今の問題にとつて本質的なる意味を有するものではない。何故ならば、同じ獻辭の中でフィヒテは、彼が自ら特に『政策』と名づけるところの科學について語り、『實行的政策家は同時にまた思辨的哲學者たり得るものであるから、政策は思辨的哲學者それ自體の仕事であると私は考へる』と述べてゐるからである。かくして屢々プラトンの國家論と對照して言はれるやうに、フィヒテにおいては政治は哲學者の仕事であり、こゝからして彼の賢人政治の理想が理解されるのである。それ故に、『哲學者は、もし彼の學問を單なる遊戯とは考へないで、眞劍なる或るものと考へるならば、彼の提案の絶對的實行できない指令をやはり主張するであらう。たりしてはならない。哲學者は、彼の純理論的に打ち樹てた、直接には實行できない指令をやはり主張するであらう。けだしそれは、最高の一般性を有するが故にすべてに適合するものであり、そして正にそれ故にこそ特定の何物にも適合しないのであつて、與へられたる現實の狀態に對してはたゞそれ以上の規定をしなければならぬものであらう。恰

も人が、三角形における邊と角との相互間の一般的關係の智識によつては、未だ田畑においてたゞ一箇の現實的なる邊または角をも認識せず、或る任意の地所について尺度と分度器を用ひて測定しなければならぬことには依然として變りはないのであるが、しかし一般的關係の智識によつて、それ以上のことは、これを單純なる計算により、現實に尺度を用ふることなくして見出し得るのと同様である^(註四)。もし政策の問題が、邊と角との間に先驗的に存する一般關係を特殊の地所に適用することによつて單にその面積を算出することであり、絶対に實行不可能ではないがしかし直接には何物にも適合しない一般關係に漸次的に接近することであるならば、これは即ち歴史的現實に對する政策理念の課題性を物語るものであり、これこそ正に社會政策學の文化哲學的基礎づけをフィヒテのうちに見なければならぬ根據ではないか。人はかう主張するかも知れない。けれどもそれはむしろ無理解なる見解であると言はねばなるまい。何故ならば、それは本書の全構成をなしてゐる理論、歴史、政策の內的關聯を見落してをり、従つてまた前節で取扱つたところの一般哲學的基礎を、理解してゐないからである。メデイクスの言ふやうに、^(註五)『封鎖商業國』の三つの部分はこの形式論理學の三段論法に相應するものと見ることができ得るであらうか。即ち第一部『哲學』は、超歴史的な、従つて一般的な性質を有する大前提を表はす。それは理性國家の要求を表示してゐる。第二部『現代史』は商業交易の現状を取扱ひ、それは小前提に照應する。第三部『政策』は結論を引出してゐる『我々は商業交易に着目して諸國家が追求しなければならぬ目標を知つてゐる。我々は諸國家が右の觀點において現在あるところの地點を知つてゐる。それ故に、諸國家が後者から前者へ進み行くべき道程を見出し、且指示することは困難であり得ない』^(註六)のである。然らばフィヒテにおける理論と歴史と政策との關聯の問題については、その解決の鍵が、先づ大前提たる

理論そのものの中に、次に中間項としての歴史の解釋の中に存しなければならない。

(註一) (註二) D. g. H. S. XXVIII.

(註三) D. g. H. SS. XXIV—XXV.

(註四) D. g. H. S. XXIV.

(註五) F. Medicus, Fichtes Leben, Leipzig 1922. S. 185. — 以下の考察においても本書に負ふところが多い。

(註六) D. g. H. S. 89.

すでに明かにしたやうに、フィヒテの理性國家は、理性者としての諸個體の交互關係より彼獨自の論理に従つて、謂はゞ一義的に演繹せられたものである。その限りにおいて、それは勿論超歴史なる理想狀態である。けれどもそれはあらゆる歴史的に現實なる狀態の規範として超歴史なるものではなく、この理想狀態が歴史的現實なるものを始めて可能にするのであり、歴史的狀態の事實性は、たゞ、理想的なるもの超歴史的價值實在性の力によつてのみ可能となるとの意味である。即ちさきに見たやうに、フィヒテにおいてはすべての眞の實在は生き生きした理性の實在であり、感性的個體と雖もかやうな理性の限られたる顯現として始めて自由なる存在となる。そして國家形象も亦決して偶然的、理性なき盲目なる本能の産物ではなくして、その最も奥深き核心において理性的なる生命であり、絶對的なるものの直接の存在なのである。それ故にフィヒテの理性國家は單に理想狀態であるばかりでなく、同時に理性の要求なのである。この意味でメディクスの次の一節は、我々の深き同感を禁じ得ないところである。『理性國

家は、……我々の近代的用語法における理想の系列に屬するものではない。問題は、經驗的に偶然なる目的を何等かの價值視點から完全性にまで導いて行くことではない。理性國家は經驗的に偶然なる目的ではないからである。理性國家に本質的である完全性は、或る經驗的存在に——この經驗的實在の本來の根源には全く觸れることなき單純に、目的論的なる關係によつて——外的に附着せしめられるものではない。さうではなく、理性國家それ自體が、歴史的體験のうち^(註一)に擧示できるすべての國家の實在の理性的根源である。メデイクスのかくの如き敘述のうちに、我々はすでに、フィヒテにおける『理論』と『歴史』との内面的結合性を看取し得るのである。即ち理性は社會性の生き生きした紐帶であり、これあることによつて始めて總じて社會生活なるものがあり得るのである。謂はゆる動物界には社會生活はない。社會生活は自由の現象であるからである。従つてすべての社會生活において、理性國家が本來的にして眞に現實的なるものと考へられなければならない。それ故に、『理性は歴史において無力であるのではない。理性は勿論機械的に働くものではないが、しかしそれは單なる課題でもなく、單にあるべきものではない。それは絶對的現實であり、それは世界の萬物に對する獨立性であり、それは萬物をそれが眞にあるものとして取扱ふところの自由である。かくの如き絶對理性の哲學に關聯してのみ、フィヒテの理性國家論及び彼の經濟學的業績は價值づけられるのである』。^(註二) それ故に理性國家は單なる理想ではないと同様に勿論ユトローピヤではなくして、それはドイツにおいて、イタリーにおいて、イギリスにおいて存在し得るのである。けれども、理論と歴史との内面的結合關係は一方的ではなくして相互的でなければならぬ。理論はそれ自らを歴史化することなくして歴史と眞に結びつくことはできない。そして歴史は理論と結びつけられたとき、すでにそれ自ら一つの理論となつてゐる。フィヒテにおいては、その絶對

的理性の哲學に支へられてこの結合が實現されたことは、正にそれが絶對的なるものに支へられてゐなければならぬが故に、この結合は一方的である。それ故に、上述の如きメデイクスの解釋があるにも拘らず、『歴史』は畢竟するに超歴史的なる理性國家がそれ自らを顯現すべき場であるにすぎない。即ち歴史はそれ自らの過程として、それ自らの進展のうちに理性國家實現の機縁を生成せしめ創造するものでは決してない。否その逆である。マーカンテイリズム及び自由なる商業主義は、萬人の萬人に對する鬭争に終つて、歐洲の諸國は理性國家の要求からは遠ざかつた。それは何故か。利己心と自由競争との結果である。前代の歴史はこれを教へる。フィヒテに従へば、『すべての根本的なる歴史は因果問題の發生的解答以外の何物でもなく、またあり得ない』^(註三)のであるから、我々は原因としての利己心と自由競争に統制を加ふべきであることになる。しかし問題は理性國家の要求がすべての歴史的實在の理性的根源として考へられながら、何故に我々はかくの如き無政府状態を歴史的に經驗しなければならぬかと言ふことである。利己心と自由競争が如何にして支配的となつたか。因果問題の發生的解答にはこの一環が加へられなければならない。かくしてこの點より見れば、ロマンティカーの特色をなしてゐた歴史への深い感受性はフィヒテには存しなかつたものの如くである。^(註四)かくの如くにしてフィヒテ特有の思考形式である『それ自らに歸り行く思惟』は、歴史的經濟生活上では徒らに空廻りを繰返してゐるのである。我々はこの點に立遅れたドイツの經濟的慘めさを物語る一つの資料を見出しても決して不當ではあるまい。しかし他方において、フィヒテのこの歴史感の不足は、理性國家の具體的經濟的内容を歴史的に制約されたものとして表示することを妨げはしなかつた。それは恰もケネーの經濟表が現實秩序に對する自然秩序の理想像を描きながら、やはり假裝された農業資本家的思考の圖式として、近代的な經濟様式をそ

のうちに包蔵してゐると同様である。かやうにして『封鎖商業國』は結局において、十八世紀末におけるプロシヤの國家的理想の表現に外ならなかつたのである。こゝに理論と歴史との新たな關聯を我々は見出すことができるであらう。

(註1) Medicus, a. a. O. SS. 183—184.

(註2) Medicus, a. a. O. SS. 186—187.

(註3) D. g. H. S. 59.

(註4) Reinhard Strecker, Die Anfänge von Fichtes Philosophie, Leipzig 1917. S. 43 ff.

こゝに言ふフィヒテの歴史は、一方においてはまだ自然法的思想の混合する歴史であり、他方においては端的に歴史的经验である。歴史的生活そのものの把握は未だ不十分であつたやうである。^(註1)この不十分さは、フィヒテを個體から出發して國家まで進むことを可能ならしめたところの結合と發展の論理——フィヒテにおける辯證法——を、國家生活全體の分析に首尾一貫して適用することによつて、救はれたであらう。そしてこゝにフィヒテよりヘーゲルへの路が開かれて來るであらう。しかしフィヒテはスミス經濟學の前提である自然法を深化することには完全に成功したにしても、スミスの經濟學そのものを造り出すことはできなかつた。むしろ問題を始むべきところで終らせた憾があるであらう。正にそれ故にこそフィヒテは、——リストが國民生産力の涵養を説いたのとは違つて、——理性國家の要求を實現するためには、力強い人格の實踐的意思を必要としたのである。これがフィヒテの場合哲學(理論)と歴史の結合から政策にとつて得られる唯一の歸結である。そしてその理由はかうである。抑、フィヒテが『思辨的政策家』

に對して提出するところの課題は、ユトーピアの道によるのではなく、科學の道によつて、『純粹なる國法』Statutech.の抽象性から歴史の具體性に到達せんとするものである。『政策とは、純粹なる法概念によつて構成せられた理性國家が要求するところのものの實行可能性に關する科學である。即ちそれは個々の歴史的國家が如何にして歴史的運營の偶然性を克服すべきかを記すものである』。^{註二}しかしこのやうな政策概念の規定においては、たとへ個々の歴史的國家がその歴史的運營の偶然性を克服しなければならぬ必然性は理解せられるけれども、しかしこのやうな歴史的偶然的必然性は初めから問題とさへなり得ない。しかもこの歴史的偶然が、例へばフィジオクラットのな色合をもつて理性國家の中へ侵入して來たではないか。現實國家を理性國家へ昂揚する前に、現實國家の理性國家よりの背離を、他の原因——例へば利己心——に基く偶然的なものとしてではなく、理性國家そのものより必然的に理解せられるものとして把握するのでなければ理論と政策との眞に具體的なる統一はあり得ないのである。そのためには利己心そのものを理性國家の一構成原理として認めなければならなくなり、それはフィヒテの出發點に正面的に矛盾する。故に理性國家は利己心の廢除を要求しなければならぬ。しかし人はその要求の實現を欲しないかも知れない。『反理性的』な思考様式——それはフィヒテの謂はゆる『現代の特徴』である——にとつては、『嚴密なる規則性と確固整然たる、徹底的に一樣なる事態を旨指すところのすべてのことは、人々の自然的自由の侵害として現はれる』^(註三)のである。それ故に、理性の要求の不可避性を同時代人の眼前に髣髴たらしめることが『思辨的政策家』の任務であり、彼はその必然的なる體系のすべての部分を承認せしめるか、さもなければすべてを放棄すべきものであつて、そこに妥協は存しない。かくの如くにして、彼は、哲學と歴史から政策にとつて引出される推論を、沒我的に實現せんとするところの實

行力ある意思を必要とするのである。

(註一) フィヒテの歴史哲學に關するラスクの研究 E. Lask, Fichtes Idealismus und Geschichte, Tübingen 1914 はツァーとリストを問題とする他の機會に取上げて見たい。なほこの點に關し、フィヒテとリストの歴史の評價の仕方の類似につゞけば既世 Friedrichs, *Klassische Philosophie und Wirtschaftswissenschaft*, S. 350 以下を参照。

(註二) Medicus, a. a. O. SS. 184—185.

(註三) D. g. H. S. 129.

かくの如くにして、フィヒテの政策は眞に理性的なる少數者の實踐としてその完成を告げる。理論と歴史の具體的結合を眞に可能ならしめるものはかくして實踐である。この場合その實踐の主體が純粹我であり、絶對的理性であることによつて、その實踐は主觀性を免れることができると同時に、それ故にこそ他方實踐の歴史的具體性は益々稀薄なものとなり得るのである。政策家としてのフィヒテが本書の第三部でその實際的迂遠さを露出したのはこれに基くのであらう。他面において實踐の具體性は歴史的事態によつて主體の實踐的内容を制約することを意味し得る。即ち一にしてすべてなる理性の顯現に歴史的内容を賦與することである。こゝに理性の中への歴史の密輸入が行はれ得る可能性が存する。これは何れも歴史と理論とがその全き意味において實踐のうちに統一されてゐないことから生ずる當然の歸結ではないか。何れにしてもフィヒテは政治的實踐家として思索し、思辨的政策家として實踐しようとする。故に理論と實踐との統一はマックス・アドラーの見たやうに、『封鎖商業國』のうちに實現されたのではなくして、む

しろフイヒテの人格において實現されてゐたものと云へよう。けれどもフイヒテの人格そのものが畢竟歴史的なる規定から自由ではあり得なかつたが故に、先づ第一に彼の實踐が、そして第二にその理論が歴史的に規定されざるを得なかつた。即ち彼の實踐は經濟的實踐であるよりは政治的實踐として現はれ、彼の理論は *Vortromantiker* の代表的理論となつた。そしてかゝるものの結合としてフイヒテが撰ばなければならなかつた實際的手段は『國民教育』の唱道に外ならなかつたのである。かやうにして今や我々は、フイヒテにおける實踐の問題を經濟學の世界まで引下すことが可能となつたやうに思はれる。何故ならば正にフイヒテが國民を政治的に教育しようとしたところで、リストは國民を經濟的に教育しようとしたからである。そして理論と實踐との統一はフイヒテの人格において統一されてゐたやうに、リストの人格において統一されてゐたからである。『人が如何なる哲學を撰ぶかといふこと、それは彼が如何なる人間であるかに依存する』^(註一)——フイヒテのこの一句は國民經濟者リストにもそのまゝ當てはまる。我々はこれを經濟學の問題とするために、結論として再びフイヒテとリストの關係を考察することとしよう。

(註一) フイヒテのこの有名な一句の出所については、既出リッカートの論文 *Zeitschrift für Deutsche Kultur*, Bd. 4, Ht. 1 (1937), S. 8, Note を見よ。

五 問題の歸趨——經濟思想家としてのフイヒテとリスト

我々の研究はフリードリッヒスの勞作から始まつた。我々はフリードリッヒスの研究をむしろ問題提出と見て、これを我々の出發點たらしめた。今や我々是我々の所論を總括しなければならない。一、我々は思想的には先づ、フイヒテを *Vorromantiker* として、これに對してリストを *Nachromantiker* として把握する。二、その時代史的社會的意義より見て、我々はフイヒテを政治的に實踐的なイデオログとして、リストを經濟的に實踐的なイデオログとして把握する。三、それ故に場面こそ異つてはゐるが、フイヒテもリストもこの點においては、我々にとつては同一の問題を意味する（理論と實踐との統一の問題）。四、けれどもフイヒテは偉大なる行の哲學によつて自然法思想よりロマンティック思想への一大轉化の過程を戦ひ抜いて來た *Vorromantiker* であるのに、*Nachromantiker* リストにはこのやうな思惟の上昇はない。この點において、リストがたゞ直觀において把握し、實踐において統一してゐたもの（國民生産力の理論と發展段階説の圖式の如き）を、我々はフイヒテを経由することによつて社會科學的に把握する可能性を與へられたわけである。故に我々はリストを再認識するためにはフイヒテに歸らなければならない。五、他方においてフイヒテにおいて實踐の主體となり、それに客觀性と現實性を保證してゐたものは理性であり、純粹我であるが、その點にこそフイヒテ哲學の長所と短所とが同時に再生するものと言へやう。これに反してリストにおいて實踐の主體をなし、個々の國民經濟者に對して、その經濟的實踐に客觀性と現實性とを與へてゐたものは、産業資本主義體制である。これがフイヒテの政治的實踐における純粹我に相當する。故にこの點ではフイヒテの未だ明確には把握し得なかつたものを、リストは直觀的に把握してゐたのである。我々は今やフイヒテを超えてリストに赴かねばならない。そこで次に、この最後の點をさらに立入つて説明する必要があるだらう。

『封鎖商業國』の第三部において、フィヒテは現實のプロシヤが理性國家に移り行くために取るべき諸方策を述べてゐる。これらの方策はフィヒテの全體系より言へば、第一部『哲學』の必然的結論であつて、本質上すでに理論の中に含まれてゐるほどのものであるけれど(註一)、しかしフィヒテがこゝで提案してゐる諸方策を、それ自身として取つて見ると、こゝに哲學者フィヒテの經濟思想家としての面目が、具體的に示されてゐるものとして面白い。フィヒテがこゝで最後に到達したものは自給自足の國民的經濟である。けれどもそれは中世的な現物的經濟へ復歸することではなくして、そのうちに貨幣經濟を含んだものである。それはまた國民生産力の退化を意味するのではなくして、却つて物質的厚生の増進をもたらすものでなければならぬ。『我々の言ふ商業國の閉鎖は……我々の國の從來の生産を放棄するものではなくして、土地の全表面にある善きもの及び美はしきものについての我々の分前の力強き領有で(註二)ある』のである。しかしこのためには閉鎖さるべき商業國の『自然的限界』が問題とならなければならぬ。元來諸國家の現實に見る自然的限界は偶然的のものであつて、理性的なるものではない。それは諸々の王侯の私的貪欲の對象として、一般國民の欲求とは獨立に成立して來たものである。だからかくの如き弊害、殊に戰爭の如きものをさけるためには、商取引の閉鎖と共に領土の閉鎖が行はなければならぬ。けれどもこのことは閉鎖さるべき領土の限界が現實の偶然的限界に限らるべきことを意味するものではない。封鎖商業國は理性の要求を充すに足るだけの——即ち資材を提供する——領土を有しなければならぬ。こゝにおいて謂はゆる附屬地の問題が発生する。しかし『戰爭(註三)についても歎息する特權を有するところの哲學者』は、この問題を劍と血とをもつて解決すべきではない。今日の謂はゆる植民地獲得問題は、フィヒテに従へば單なる占有手續 *Okkupation* にすぎないのであつて、「封鎖商業國

の政府はこれを平和に處理すべき資力を、その貨幣的操作——國內貨幣の發行、世界貨幣の徵集——によつて有するのであると。かくの如くにして附屬地はその母國と共に、生産の完成せる體系をなすのである。^(註四)——哲學者フィヒテがプロシヤのために何を求めたかはこれで明かである。しかし我々の關心は、丁度このやうな具體的問題が初めからリストの問題であり、その附屬地を従へたフィヒテの理想像を、もはや『理性國家』としてではないが、しかしこれを『正常國民』として近代化したところにリストの意味があることを明かにすることである。^(註五)

(註一) 『たゞ先づこの閉鎖が行はれさへすれば、それ以外のすべてのことは、全く容易に生れて来る。そしてこれから採用すべき諸方策は、もはや政策の領域に屬しないで、純粹なる法理論の領域に存し、我々のすでに第一部において樹立したところである(D, §. H. S. 90)。即ちフィヒテにとつては政治的領國が經濟的領國に伴ひ、且前者は後者に先立たねばならない。

(註二) D, §. H. S. 94.

(註三) D, §. H. S. 97 ——以下の一節を『フィヒテと戦争』に關する一資料として注意せよ。

(註四) D, §. H. S. 120.

(註五) マリヤンヌ・ウエーバーも亦この點からフィヒテとリストの比較ができることを暗示してある(G. a. O. S. 62)。なほこれについては Oidenberg, Deutschland als Industriestaat, Göttingen 1897 を参照のこと。

リストの正常國民は、フィヒテの理性國家と同様に、均衡と調和との有機的統一性の上に打ち樹てられてゐる。リストの正常國民もフィヒテの理性國家も同様に、或る意味で歴史發展段階の思想を豫想し、本來のロマンティカーのやうに過去を懐れるのではなく、力強く將來を翹望してゐる。そしてこの何れもが經濟的なるものと政治的なるもの

との統一——統一の仕方は異なるけれども——を示してゐる。けれども經濟思想家としてのフィヒテとリストを問題としなければならぬ今の場合においては、何人もリストによつてフィヒテを評價することの當然であることを認めるであらう。それはもはや人の相違ではなくして、時代の相違であるからである。例へば人は、フィヒテが『自然的限界』に關して、謂はゞ手探り風に彼の政治的見解を理論づけ、けたものを、如何にリストが端的に、直觀的に主張したかを見るであらう。リストの正常國民はやがて帝國主義國民へ、また彼の生産力の理論は容易に帝國主義論へと轉化し得たことを忘れてはならない。それ故に、このやうなりストの理論と實踐との統一——リストにとつて政策とは『將來の科學』のことであつた——のうちに、ドイツ經濟學の生誕を見ようとする試みは、確かに當を得たものと思はれる。しかし我々はそこに同時に、ドイツ經濟學の脆弱性を見ることを忘れてはならない。何故ならばそれは同時に實踐的な、餘りに實踐的な性格を帯びざるを得ないからである。それは謂はゞ經濟的理性の自己發展の過程を何よりも先づフィヒテから學ぶことをしないで、たゞその政治的性格のみを、受取つたからである。それは中間項を缺いてゐる（例へば貨幣論はもはやリストには存しない）。従つてフィヒテを特徴づけた理性への自己反省を缺いてゐる。そして經濟學の中でこのやうな中間項を挿入し、理性の自己批判を實現するとは何を意味するであらうか。それは即ち正統學派の業績を再吟味することであり、リストの生産力理論とスミスの價值理論との關係を問ふことに外ならない。私はこのテーマを研究する積りであるがドイツ經濟學史研究序論といつたやうな意味しか持つてゐない本篇では、以上提出した諸問題と共に、その一層立入つた吟味はこれを他日に譲ることとする。